

第2期

桜井市地域福祉計画

第2期

桜井市地域福祉活動計画



令和5年3月

桜井市

社会福祉法人 桜井市社会福祉協議会

ごあいさつ

近年、少子高齢化、人口減少社会を迎え、市民のライフスタイルの多様化に伴い、社会的孤立、ダブルケア、8050問題等の複雑化・多様化した生活課題がみられるようになってきています。また、令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人との接触を減らすよう求められるなど、地域福祉活動への影響は大きく、これまでとは異なる新たな課題も出てきています。



本市では、平成30年（2018年）3月に「第1期桜井市地域福祉計画」を策定し、地域の中でお互いの暮らしを支え合うとともに、必要な社会的支援を必要な時に受けられることで、子どもから高齢者まで、日々の生活や健康面に不安なく暮らすことができるまちづくりに向けた取り組みを進めてまいりました。

地域に密着した「地域福祉」の理想の実現には、地域に関わるすべての人が地域における生活課題を我が事として捉え、地域の福祉活動の担い手となり、支え合い、つながりあうことが重要となってきます。

本計画では、「第2期桜井市地域福祉計画・第2期桜井市地域福祉活動計画」として、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画について、協働して一体的に策定いたしました。一体的に策定することにより、今後の地域福祉推進の指針とするとともに、より実効性のある計画として、地域住民が地域福祉活動に主体的にかかわる支え合いの仕組みづくりの推進に努めてまいります。今後とも、皆さまの一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました策定委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等にご協力いただきました住民の皆さま、また、関係各位の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和5年3月

桜井市長

松井 正剛

ごあいさつ

このたび、多くの市民や関係団体の参画をいただき、「第2期桜井市地域福祉活動計画」を、さらなる地域福祉を推進するため、市が策定する「第2期桜井市地域福祉計画」と一体的に策定いたしました。

これまで本市の地域福祉活動は、小学校区を単位とした「地区社協」において、民生委員児童委員や自治会、地域福祉委員をはじめ、さまざまな団体や個人の方に協力をいただきながら、地域の実情に応じた取り組みを実践してまいりました。

一方で、家族形態の変化等による一人ひとりの価値観や暮らし方の多様化に伴い、暮らしの中で生じる課題も個別化・複雑化しており、個人・家族の力や既存の制度だけでは充分ではなく、重層的に連携した支援が求められる状況となってきました。また、高齢化の進展等による地域福祉活動の担い手の不足、あわせて新型コロナウイルス感染症対策により対面での支援や活動が制約される状況になるなど、今日に至るまで私たちの生活に大きな変化と影響をもたらしています。

本計画では、地域に暮らすすべての人が、お互いに気をかけ、助け合い、誰もがその人らしく安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指しています。私たちが取り組んできた地域福祉活動を今後どのように進めていくのか、地域に関わる皆さまとともに、“みんながつながる”ための取り組みを重ねてまいりたいと考えております。皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、活発な議論を踏まえた、貴重なお意見やご提言をいただきました策定委員会委員をはじめ、調査にご協力いただきました市民の皆さま、関係機関や団体の皆さまに、心より感謝申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 桜井市社会福祉協議会
会 長 福 井 達 郎

桜井市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にあたって

だいぶ以前の話ですが、近鉄電車に乗っておりましたところ、ある高齢女性の方が、恐らく顔見知りではない男子高校生に熱心に声をかけ、「いまは春休みか」「大学に進学するんか」「大学の次は就職やろ、たいへんやな」と矢継ぎ早に質問を投げ、最後には「何でも家族に相談して、親の言うことを聴かなアカンで」とアドバイスまで送っていました。この高齢女性、実は乗車前に駅のホームでも、これまた顔見知りではない高齢男性に話しかけ、男性の大きな持ち物に関心を示し、「それ、何に使いはるんですか？」と声をかけていたのです。男子高校生も高齢男性もその女性の積極的な問いかけに圧倒されながらも非常に真面目に受け答えをしていましたが、私はなにか微笑ましいそのやりとりの光景をみて、見知らぬ人でもどんどん声をかけていく高齢女性のコミュニケーション能力の高さにたいへん驚きました。

現在、様々な生活問題が地域で生じていますが、問題解決には制度やサービス、専門職による援助もさることながら、地域住民による自発的な支援（インフォーマルサポート）が極めて重要です。インフォーマルサポートは、この高齢女性のような、例え面識がない人のことでも我が事のように関心を持ち気軽に声をかけていく営みが基本となるのだと思います。

コロナ禍により多くの地域活動が停滞し、福祉に対する意識も低下しています。その一方で、福祉相談機関に寄せられる問題は多様化し複雑化しています。何らかの困りごとを有しているにもかかわらず、どこにも相談することができない方もたくさんいらっしゃいます。地域社会のなかで生じる生活問題の解決には、行政や専門機関が責任をもって対応していくことが求められますが、地域住民の困りごとや異変に気づくことができるのはやはり地域住民なんだと思います。地域住民など様々な関係者による制度に依らない自発的な支援（インフォーマルサポート）と行政や専門機関による援助がタッグを組んで、支援を要する人たちの地域生活が実現できるよう、またそれが可能な地域づくりに向けて仕組みをつくっていく、「地域福祉」が今こそ求められています。

このたび、市民を対象としたアンケート調査や、自治会、民生委員児童委員、医師会、老人クラブ、障害者団体、ボランティア連絡協議会、商工会、保育所、学校、市議会、社会福祉協議会、行政、学識経験者それぞれの代表からなる「桜井市地域福祉計画策定委員会」における議論を経て、ここに第2期の「桜井市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が策定されました。ただ、計画は計画でしかなく、実践そして評価されることで生きてきます。実践されていくことを期待します。

最後になりましたが、計画策定にあたり、積極的にご協力をくださった市民、関係団体、そして住民会議参加者、策定委員会委員の皆様には感謝申し上げます。ありがとうございました。

桜井市地域福祉計画策定委員会委員長

天理大学人間学部人間関係学科社会福祉専攻 教授

渡 辺 一 城

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の背景と趣旨	2
3 第1期計画策定以降の国等の動向	3
4 計画の位置づけ	6
5 計画の期間	9
6 計画の策定方法	9
7 福祉圏域	10
第2章 地域福祉の現状と課題	11
1 人口・世帯数の状況	11
2 子どもの状況	12
3 高齢者の状況	13
4 障害のある人の状況	14
5 支援が必要な人の状況	15
6 アンケート調査結果からみる現状	16
7 地域福祉をめぐる今後の課題	31
第3章 桜井市の目指す地域福祉	34
1 基本理念	34
2 基本目標	35
3 計画の体系	36
第4章 施策への取り組み	37
基本目標1 地域の中で お互いの暮らしを支え合う まちづくり	37
（1）地域住民活動の推進	38
（2）支え合いと交流の推進	41
（3）福祉教育の推進と人材育成	43
基本目標2 安心して サービスを受けることができる 仕組みづくり	45
（1）情報提供の充実	46
（2）相談支援体制の充実（重層的支援体制整備事業の推進）	47
（3）福祉サービスの充実	49
（4）権利擁護の推進（桜井市成年後見制度利用促進計画）	52
（5）非行や犯罪をした人の立ち直りに向けた支援（桜井市再犯防止推進計画）	54

基本目標3 安心・安全に 過ごすことができる 地域づくり	56
(1) 快適な生活環境の創造	57
(2) 防災・防犯対策の推進	58
 第5章 計画の推進に向けて	60
1 庁内の推進体制	60
2 推進状況の定期的な点検	60
3 市民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進	60
 資料編	63

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

「介護」と「子育て」を同時に行っている、働きたいけど働けない、子育てが不安だけど相談する相手がない・・・など、普段の生活の中で困ったことや不安、不便さを感じたことはありませんか？

「地域福祉」とは、そういった問題を家族や友人、近隣住民、事業所、社会福祉協議会や行政などとの連携の中で解決し、「誰もが自分らしく、住みなれた地域で、安心して暮らせるまちをつくっていくこと」を言います。

例えば、隣近所の人にあいさつすることや子どもの安全を地域で見守ることなども、地域福祉の活動と言えます。

地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくっていくためには、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、誰もがその人らしい、安心できる生活が送れるよう「地域の助け合い・支え合い」が当たり前のようにできる必要があります。

そのためには、

住民自身の努力による「自助」（自分でできることは、自分や家族で行う）と
地域住民がお互いに助け合う「互助・共助」、
行政や社会福祉協議会等が取り組む「公助」（自助・互助・共助では対応できない支援）を、
重層的に組み合わせ、住民と行政がそれぞれの特長を生かしながら「協働」
することが重要です。

地域のことや、
日ごろ感じる生活の課題などを一番よく知っている、
地域の皆様の参加と協力が不可欠です。

2 計画策定の背景と趣旨

我が国における急速な少子高齢化に伴い、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯などの高齢者のみの世帯が増加し、要介護者が増加している一方で、人口減少により、急激な介護力不足が予想されています。

地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化により、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立や児童虐待、不登校、ひきこもりの増加に加え、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題など、世代等を越えた複雑多様な生活課題、制度の狭間にある課題が増えています。

このような状況の中、本市においては、これまで地域におけるさまざまな福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成 30 年（2018 年）3 月に「桜井市地域福祉計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、福祉サービス基盤の整備・充実や地域住民、事業者、関係団体などの主体的な福祉活動への取り組み支援などの施策を進めてきました。

第 1 期計画の策定以降も、近年では、通学や仕事をしながら家族の介護・世話をするヤングケアラーや子育てと介護を同時に担うダブルケアラーなど、若い世代が介護を担うケースも増えています。

国では、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指した取り組みを始めており、本市でもその対応が求められています。

これからの福祉のあり方としては、行政だけで推進していけるものではなく、多様な地域生活課題に対して、地域住民が主体となって参加するとともに、専門職、家族や友人、福祉活動を担う人、民生委員・児童委員、地域福祉委員、ボランティア、NPO、事業者など、さまざまな関係者が地域における新たな支え合いのネットワークを形成して、互いに支え合うことが必要です。

本計画は、第 1 期計画が令和 4 年度（2022 年度）で終了することから、国や社会の動向を踏まえ、地域における福祉課題を再度整理し、市民、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政等が協力して課題解決に取り組むことをめざし、市民のニーズなどを踏まえつつ、さらなる地域福祉の推進を目指して策定するものです。

3 第1期計画策定以降の国等の動向

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）を目途に、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、高齢者のみならず、障害のある方の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも通じます。これまでの、高齢期におけるケアを念頭に置いたシステムから地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備を進め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく必要があります。

(2) 生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携

平成25年（2013年）12月に成立した「生活困窮者自立支援法」に基づき、「生活困窮者自立支援制度」が導入されました。この制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じた幅広い支援を行うこと、さらに生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が「相互に支え合う」地域づくりを目指すこととしています。

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置づけ、計画的に取り組むことが効果的であるとされています。

(3) 「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

平成27年（2015年）9月、国において、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムの構築と、高齢者、障害のある方、児童等の福祉サービスを総合的に提供できるしくみを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築を目指す内容を盛り込んだ、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が公表されました。

このビジョンでは、地域包括ケアシステムの構築や、生活困窮者自立支援制度の取り組みを進めるとともに、これらの概念の適用をさらに拡げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

(4) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成 28 年（2016 年）6 月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が提唱されました。地域共生社会の実現を確実なものにするため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のさまざまな人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すこととしています。

また、令和 2 年（2020 年）6 月に改正された社会福祉法では、第 4 条に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と規定されるとともに、第 6 条には「国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努める」ことが盛り込まれ、「地域共生社会」の実現に向けて、より一層の努力が官民ともに求められています。

(5) 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、財産管理や日常生活等において権利擁護支援を必要とする人を支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成 28 年（2016 年）5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされ、平成 29 年（2017 年）3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められ、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画を策定するよう努めることとしています。計画の策定にあたっては、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とその中核となる機関の設置が求められています。

(6) 再犯防止推進計画

平成 28 年（2016 年）12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないと定められました。

罪を犯した者の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている者が多く存在するため、再犯を防止するためには、刑事司法手続のあらゆる段階で継続的にその社会復帰を支援することが必要であると考えられます。

(7) 重層的支援体制整備事業

令和3年(2021年)4月に施行された「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会を実現するための新たな取り組みの一つとして、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

市町村においては、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制が相まって、地域生活課題を解決するための重層的な支援体制の整備に努めることが規定されています。

(8) SDGs (エス・ディー・ジーズ)【持続可能な開発目標】の推進

SDGsは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

SDGsの達成に向けての取り組みは、国レベルで実施すべきものも含まれますが、地方自治体における積極的な取り組みも必要となります。

本市においても、令和3年(2021年)に策定した「第6次桜井市総合計画」ではSDGsと対応した施策を推進しており、本計画に関連する施策である「地域福祉の推進」や「市民の生活支援の充実」において、「ゴール1 貧困をなくそう」、「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」、「ゴール16 平和と公正をすべての人に」と対応しています。

本計画では、SDGsにおいて地域福祉と特に関連が大きいと言える「ゴール1 貧困をなくそう」、「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」、「ゴール10 人や国の不平等をなくそう」、「ゴール16 平和と公正をすべての人に」、「ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう」などの各理念に沿いながら、持続可能な地域と福祉の仕組みづくりをめざします。



4 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域福祉を実践するために策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を営業者」の相互の協力を促すなど、地域福祉の推進を目的とする団体です。

社会福祉法

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（参考）第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（以降、略）

第106条の4（重層的支援体制整備事業）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

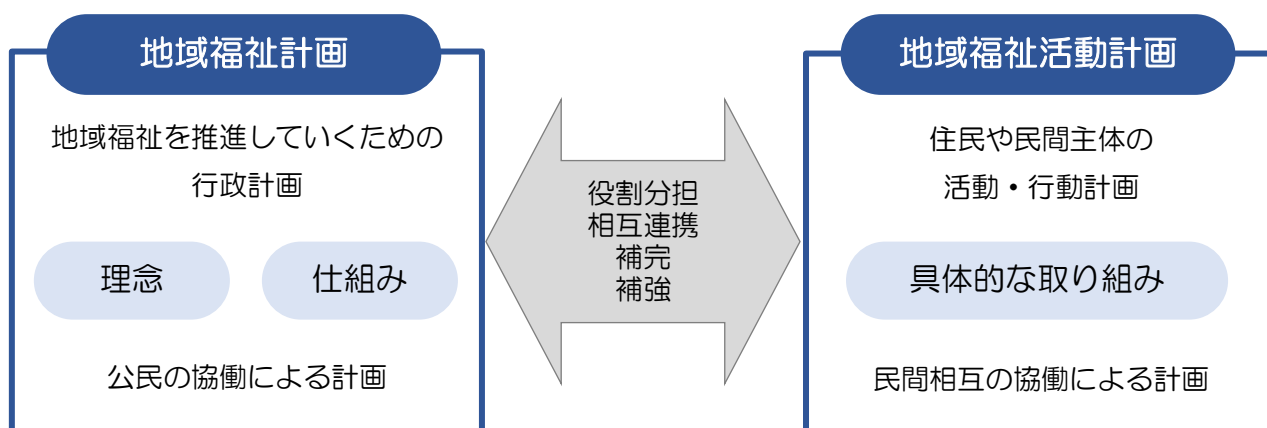
- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。（略）

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、「地域の支え合い・助け合いによる地域福祉」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

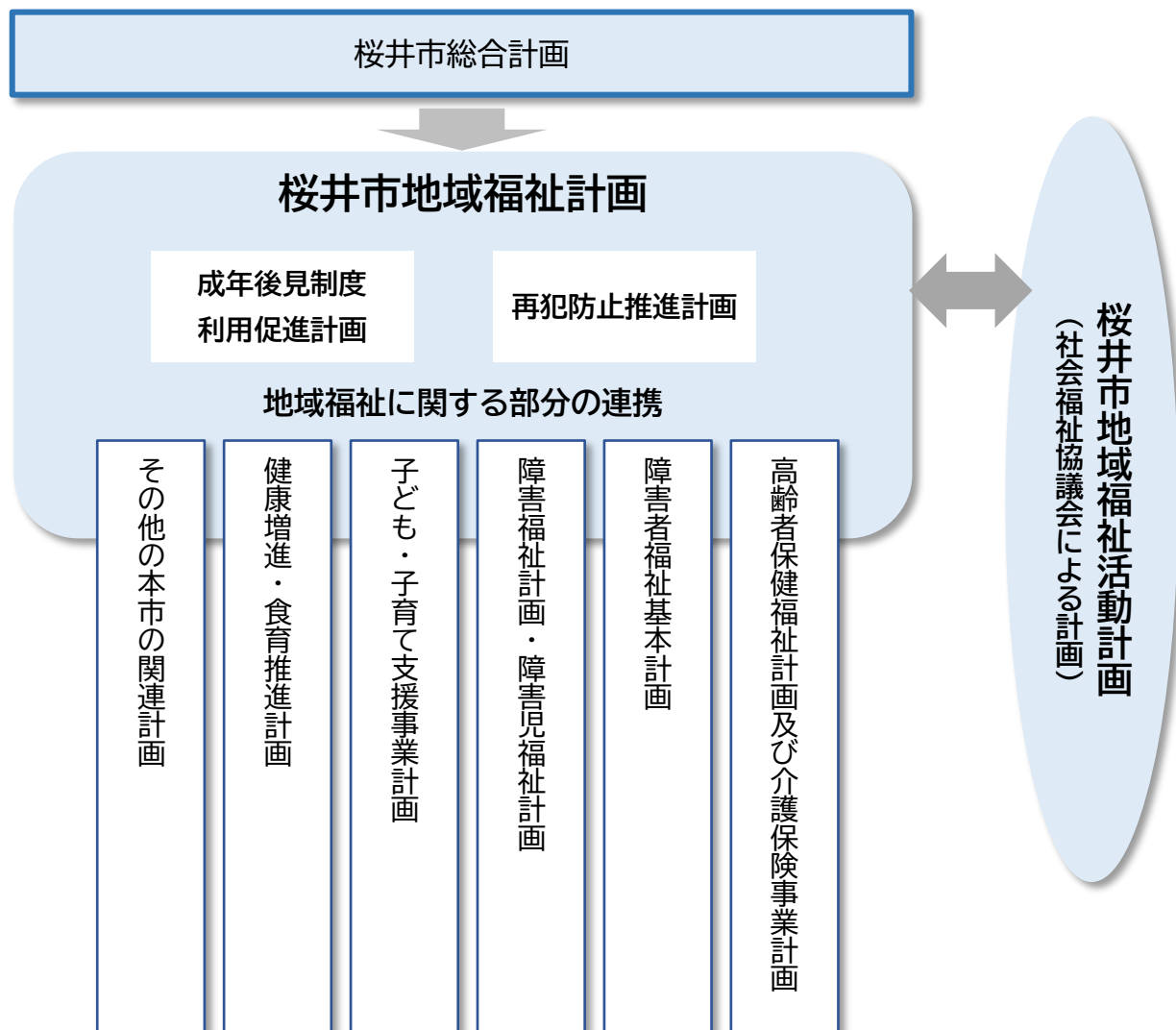
地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民自治組織、民生委員・児童委員、地域福祉委員、ボランティア団体、NPOなどの民間団体、福祉関係事業所等による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。社会福祉協議会においては「住民主体」という活動方針があり、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を活かしながら、住民の自主的、自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めています。

地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、桜井市の地域福祉の推進を目的として相互に連携し、補完・補強する必要があることから、行政と社会福祉協議会の協働により、両計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性をもって桜井市の地域福祉を推進していくものとします。



(3) 市の他の計画との関係

本計画は、総合計画を上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくりなどあらゆる分野において地域福祉に関する部分との連携や調整を横断的に図りながら、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）を初年度として令和9年度（2027年度）までの5か年とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

6 計画の策定方法

本計画は、現状を把握するために市民及び関係団体、民生委員・児童委員を対象としたアンケート調査を実施するとともに、計画の策定にあたっては審議会での検討・審議を行うなど、積極的な住民参加を得ながら策定しました。

また、社会福祉協議会で策定する「第4期地域福祉活動計画」との連携を強化するため一体となって調査し、計画策定を行いました。

（1）桜井市地域福祉計画策定委員会における審議

学識経験者、関係団体の代表者などで組織する「桜井市地域福祉計画策定委員会」を開催し、計画についての検討・審議を行い、その結果を計画の策定に反映させました。

（2）市民・関係団体等アンケート調査

市民及び地域福祉に携わる関係団体のニーズを的確に把握し、地域福祉に関する実態を踏まえた計画とするため、市内にお住まいの18歳以上の3,000人の方と市内の地域福祉にかかる関係団体を対象としたアンケート調査を実施しました。

（3）民生委員・児童委員アンケート調査

地域の福祉課題がますます複雑化・多様化している中、地域における民生委員・児童委員の役割が一層高まっていることから、地域で抱える課題や活動をする上での問題点、ニーズを把握し、今後の民生委員・児童委員活動をより円滑に進めるため、市内の民生委員・児童委員（146人）を対象としたアンケート調査を実施しました。

（4）パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

7 福祉圏域

福祉圏域とは、市の地域福祉を推進するために必要な仕組みや取り組みを効果的に展開するための地域の範囲を示します。

本市では、「自治会単位」、「小学校区単位」、「中学校区単位」、「全市単位」の4つの圏域を設定します。

【本計画における福祉圏域】

市全域：制度や施策につなげる

○事業所や企業、行政などが、地域の課題などを踏まえ、必要な資源やサービスを検討・実施していきます。

○また、横断的な相談窓口の仕組みをつくっていきます。

例) 社会福祉協議会、総合相談窓口、各種保健・福祉サービスの提供など

中学校区：地域と専門職がつながる

○地域福祉相談など、情報共有やサービスへつなげる場として、専門職間や地域とのネットワークづくりに取り組みます。

例) 地域包括支援センター、地域福祉相談など

小学校区：みんなの力をつなぐ

○地域の行事やイベントを通じて、それぞれの顔が見える関係性をつくっていきます。

○話し合いを通じて困りごとの共有や解決に向けて取り組みます。

例) 地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員、子ども食堂など

自治会：ご近所でつながる

○近隣やご近所でのつながりや見守りが地域福祉活動の基盤です。

○身近なところでさまざまな人が集い、交流しながら、地域での助け合い・支え合いができる関係づくりに取り組みます。

例) 自治会、サロン、自主防災組織など

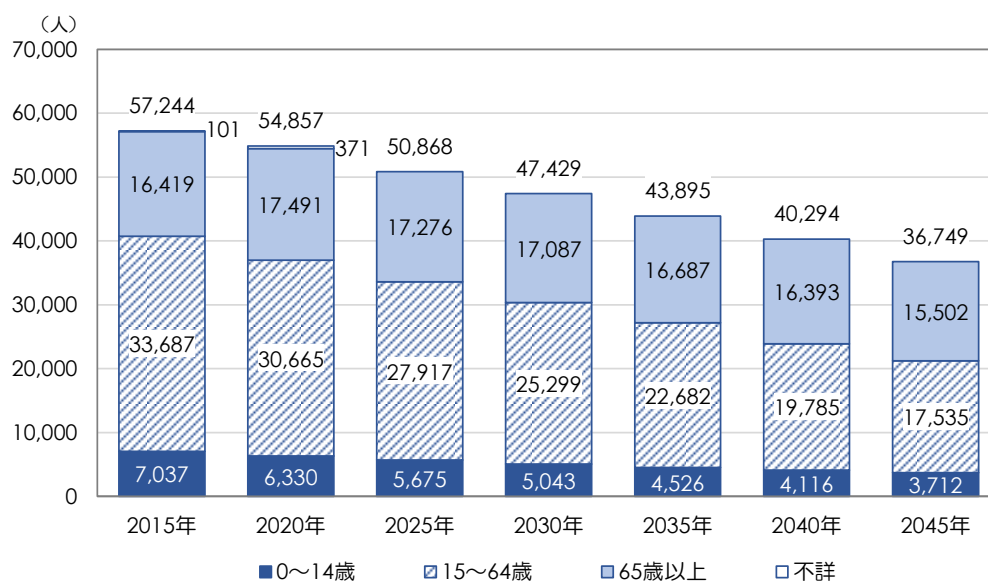
第2章 地域福祉の現状と課題

1 人口・世帯数の状況

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も減少が予想され、2045年では36,749人と推計されています。

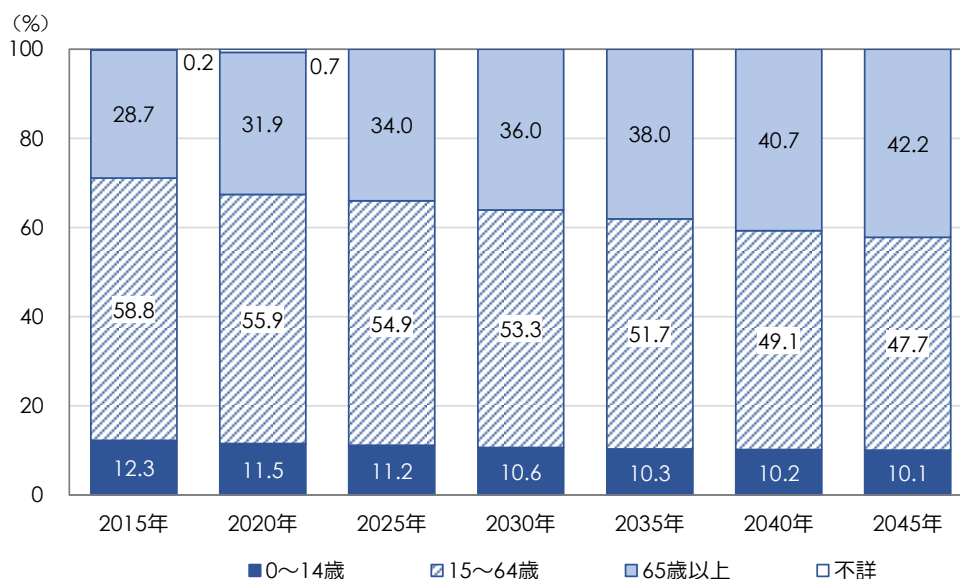
年齢3区分別人口をみると、0～14歳人口、15～64歳人口は減少傾向となっており、65歳以上人口は、2015年の16,419人から2020年の17,491人まで増加した後、減少に転じ、2045年では15,502人と推計されています。

■本市の人口と今後の人口推計（年齢3区分別人口）



資料：2015年、2020年は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

■本市の人口と今後の人口推計（年齢3区分別人口割合）

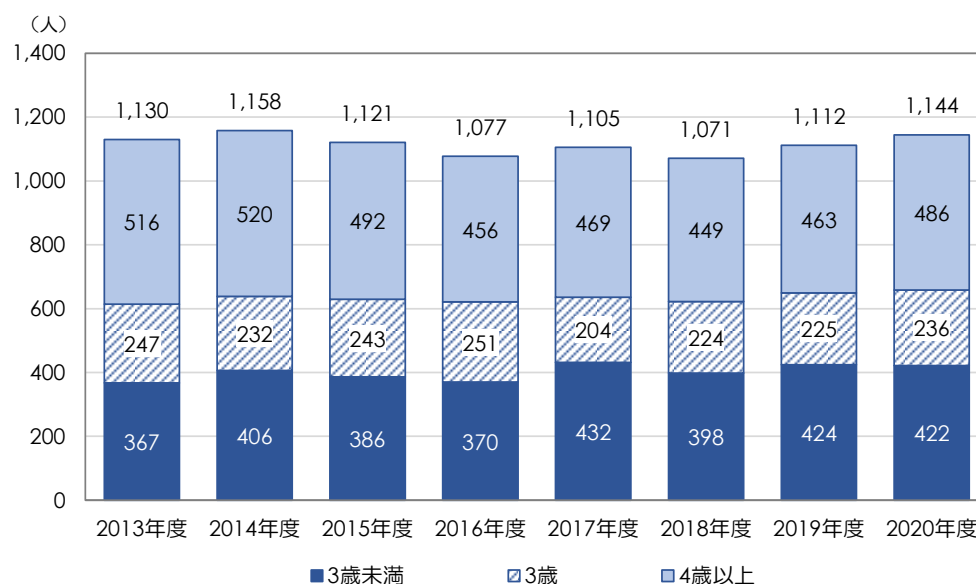


資料：2015年、2020年は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

2 子どもの状況

乳幼児在籍人員は、2013年度の1,130人以降、増減を繰り返し、2020年度には1,144人となっています。

■ 保育所の概況

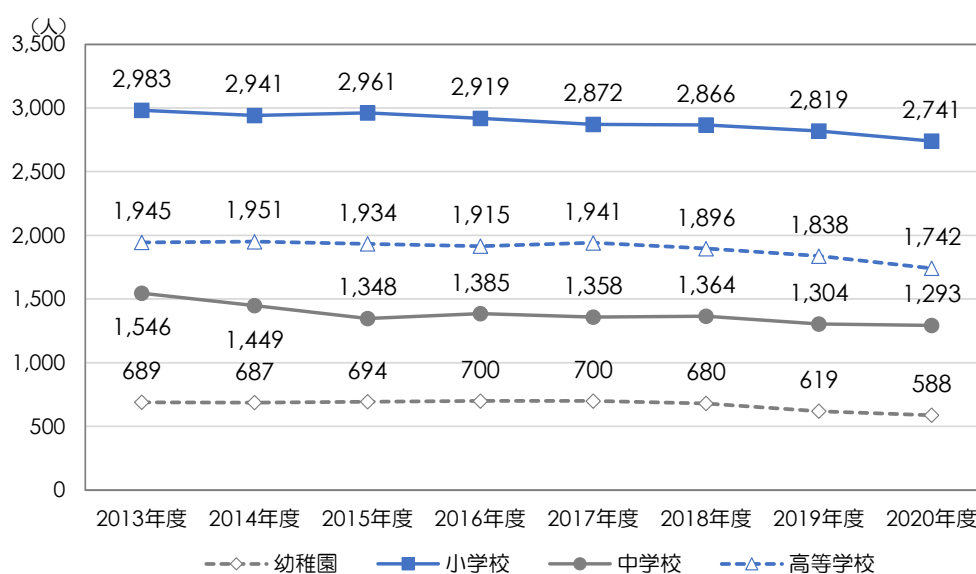


資料：桜井市統計書

2013年度から2020年度の教育機関に在籍する児童・生徒数の推移をみると、幼稚園児童数、小学校児童数、中学校・高等学校生徒数ともに減少しています。

2020年度は、幼稚園児童数は588人、小学校児童数は2,741人、中学校生徒数は1,293人、高等学校生徒数は1,742人となっています。

■ 在籍児童・生徒数

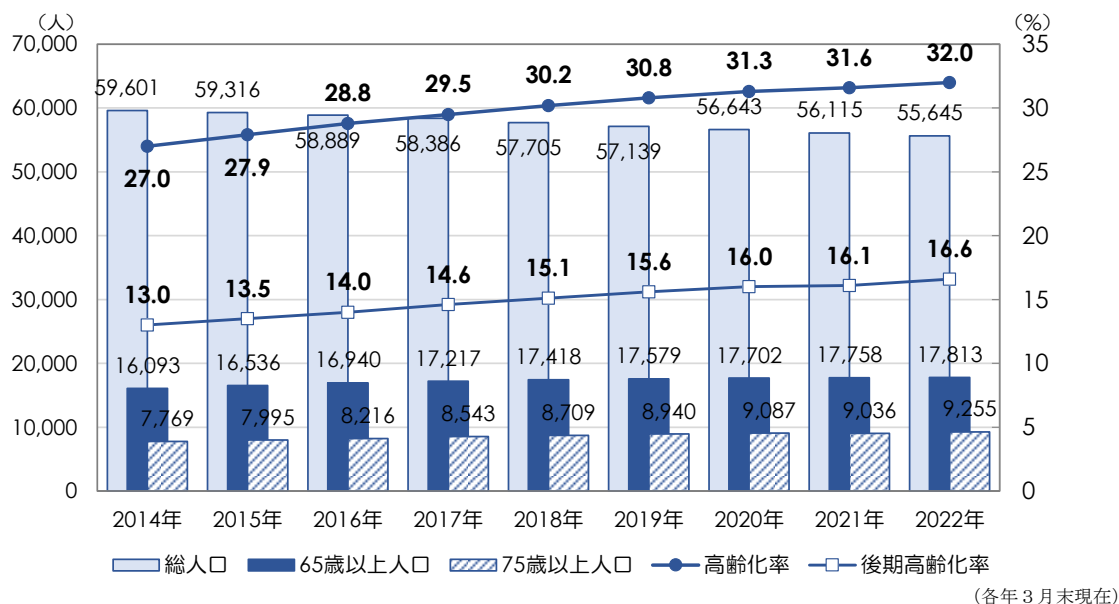


資料：学校基本調査

3 高齢者の状況

65歳以上の高齢者人口は、2022年には17,813人と、2014年の16,093人から8年間で1,720人増加しています。高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）をみると、2022年には32.0%と、2014年以降年々上昇しており、高齢化が進んでいます。また、75歳以上の後期高齢者数も年々増加しており、高齢者の中の高齢化も進んでいる状況があります。

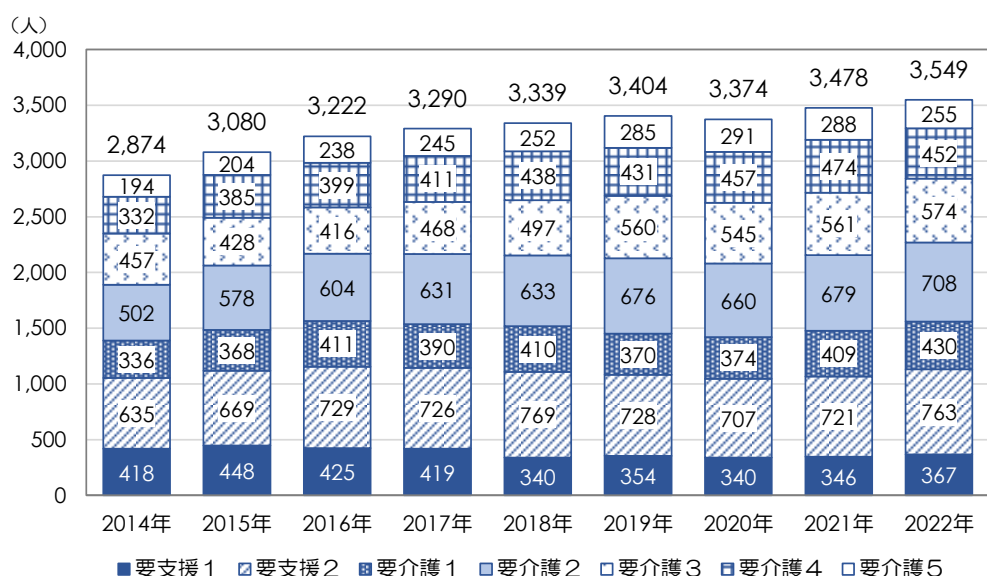
■ 高齢者数・高齢化率の推移



高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）も増加傾向で推移しており、2022年には要支援者が1,130人、要介護者が2,419人となっています。

今後も、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者も増加すると推測されます。

■ 要支援・要介護認定者数の推移

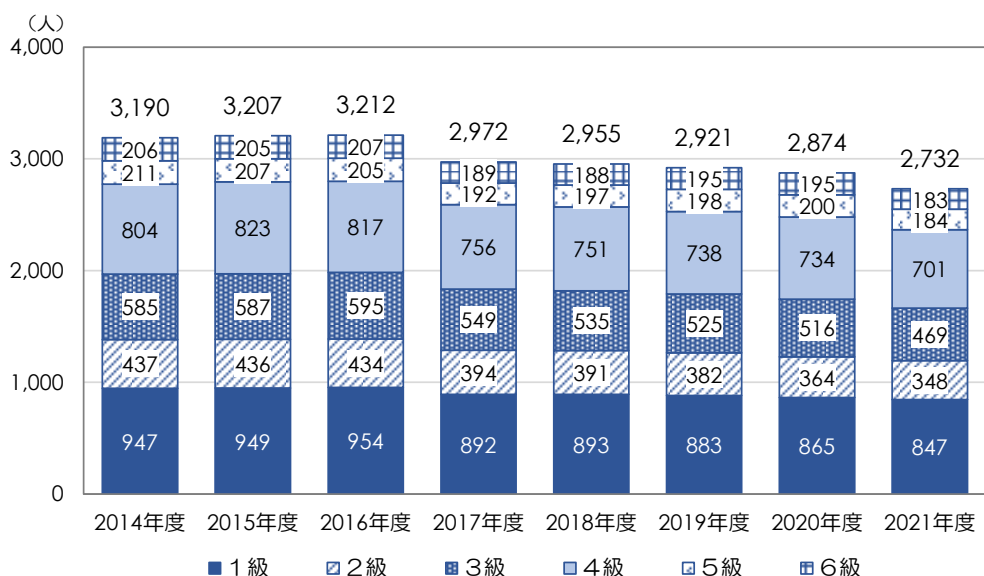


資料：介護保険事業状況報告・地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

4 障害のある人の状況

身体障害のある人は、2014年度の3,190人から2021年度には2,732人とやや減少傾向となっています。等級別にみると、特に1級、4級で多くなっています。また、障害の部位別にみると、肢体不自由が最も多くなっています。

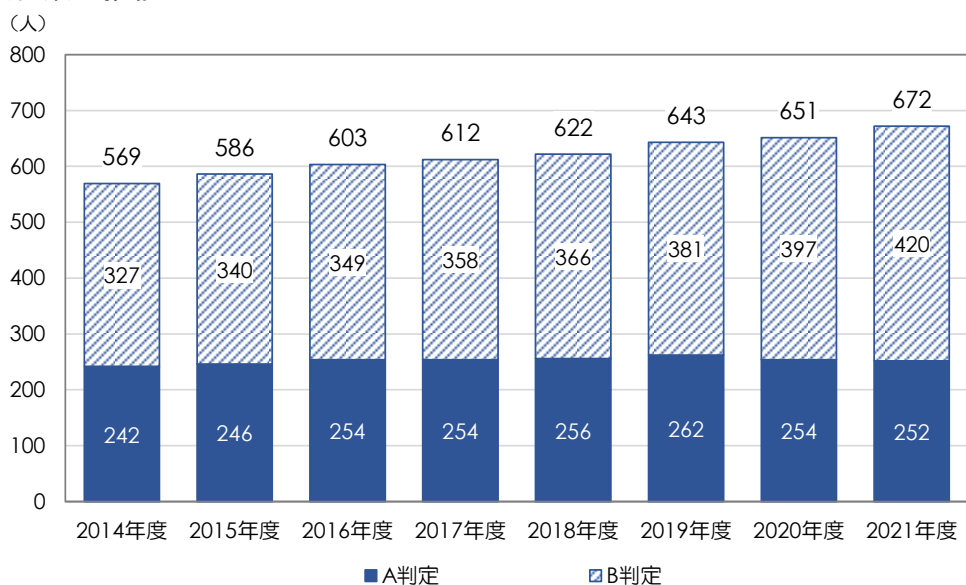
■身体障害者手帳交付数の推移



(各年3月末現在)

知的障害のある人は、2014年度の569人から2021年度には672人と増加傾向となっています。判定別にみると、2021年度では、A判定は252人、B判定は420人となっています。

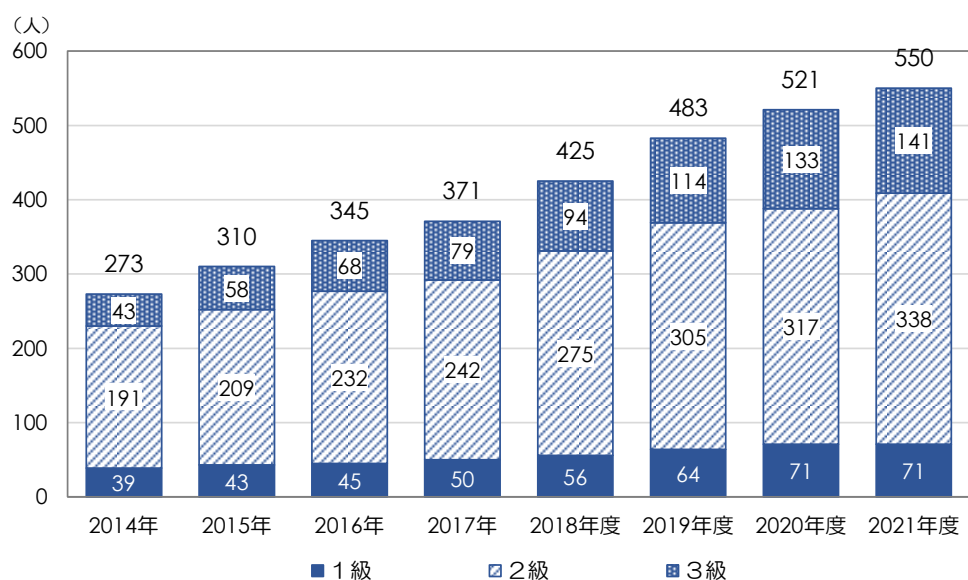
■療育手帳交付数の推移



(各年3月末現在)

精神障害のある人は、2014年度の273人から2021年度には550人と増加傾向となっています。
また、自立支援医療受給者数は、2018年度は738人、2019年度は760人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

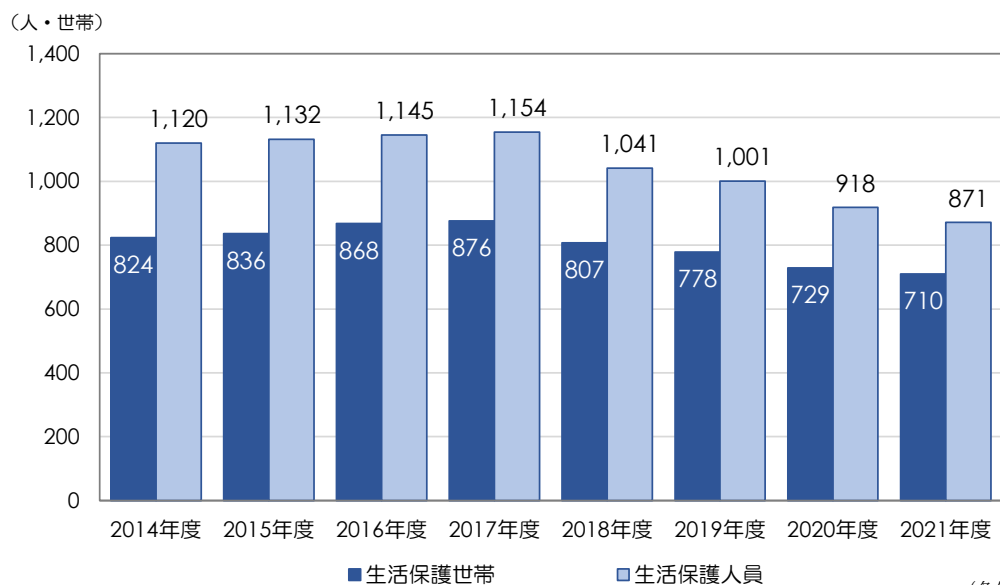


(各年6月末現在)

5 支援が必要な人の状況

生活保護については、2021年度の生活保護世帯は710世帯、生活保護人員は871人となっています。2012年度からの推移をみると、生活保護世帯・生活保護人員ともに、2017年度までは年々増加傾向となっていたものの、2018年度以降は減少傾向となっています。

■生活保護世帯・生活保護人員



(各年3月末現在)

6 アンケート調査結果からみる現状

(1) 市民アンケート調査

地域住民が支え合い、誰もが安心して暮らせる福祉社会の実現に向けて、市民の地域福祉に関する現状や意見を把握し、市の施策や計画の基礎資料とするために実施しました。

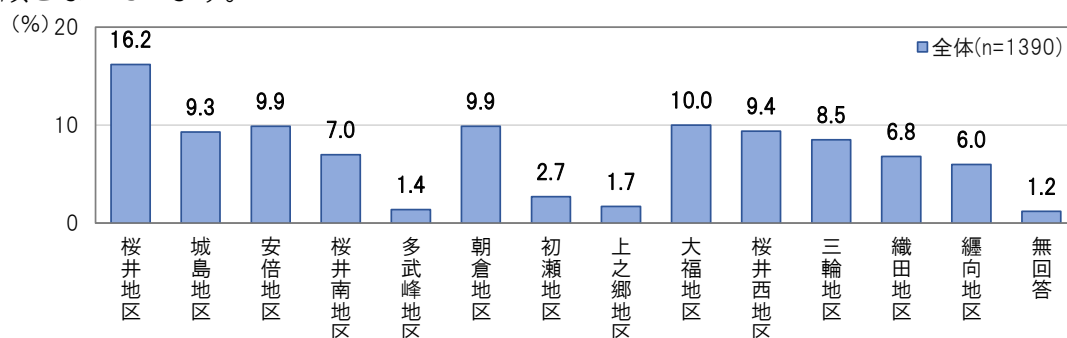
■調査の概要

- ・調査対象：桜井市内にお住まいの18歳以上の男女 3,000人
- ・調査方法：無作為抽出による郵送配布－郵送・WEB回収
- ・調査期間：令和4年9月1日（木）～令和4年9月15日（木）
- ・回収状況：1,390票（有効回収率 46.3%）

① 回答者の属性

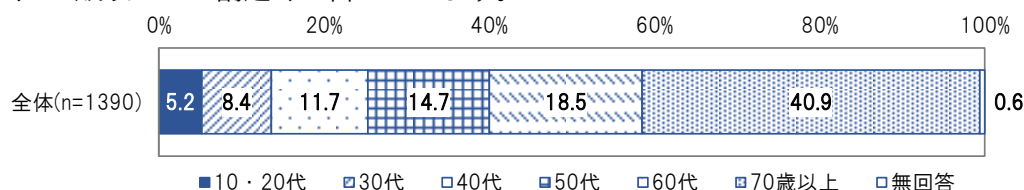
■ 回答者の居住地区

回答者の居住地区は、「桜井地区」が最も多く、次いで「大福地区」、「安倍地区」、「朝倉地区」の順となっています。



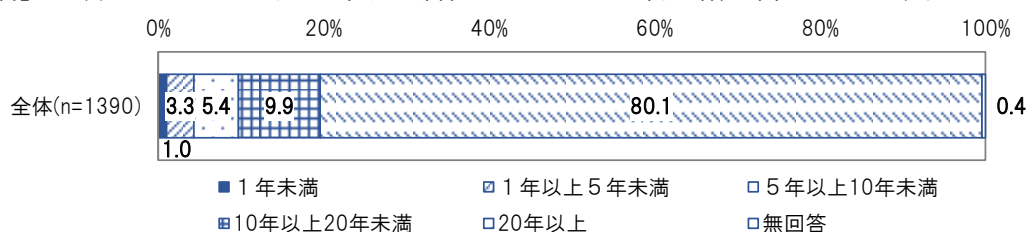
■ 回答者の年齢

回答者の年齢は、「70歳以上」が約4割を占めて最も高く、次いで「60代」、「50代」の順となっており、60歳以上が6割近くを占めています。



■ 回答者の桜井市での居住年数

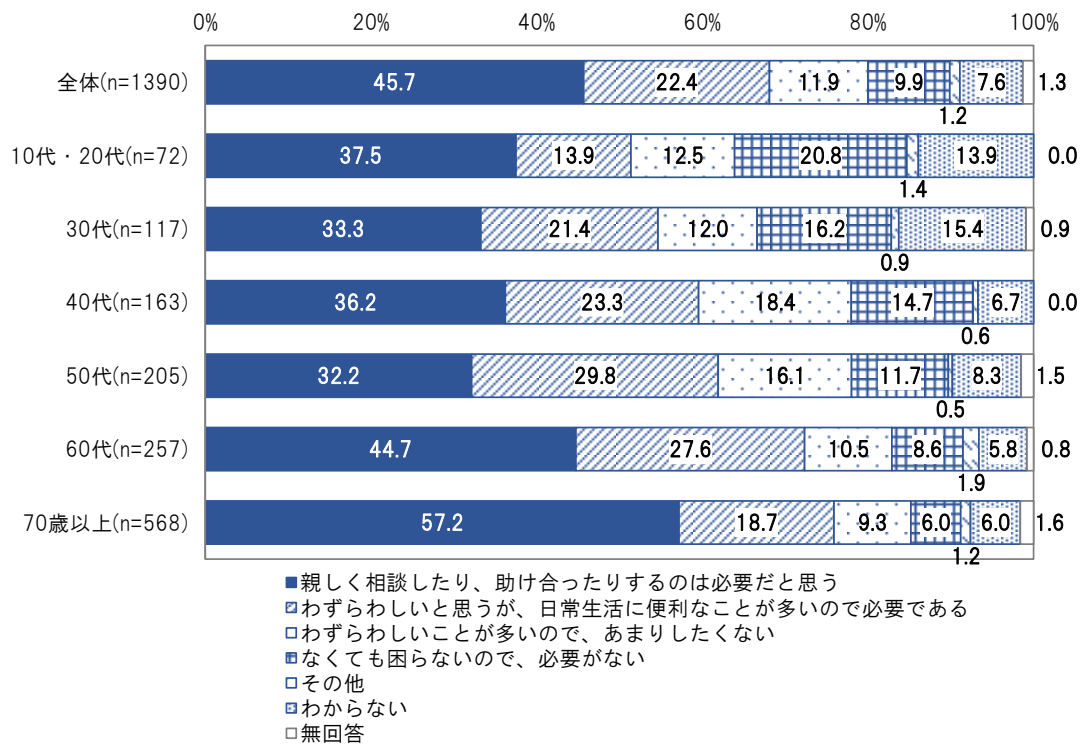
回答者の桜井市での居住年数は、「20年以上」が約8割を占めて最も高く、次いで「10年以上20年未満」の順となっており、10年以上居住している人が約9割を占めています。



② 近所づきあいに対する考え方

■ 近所づきあいに対する考え方

近所づきあいに対する考え方は、全体では「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」や「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なが多いので必要である」を合わせた必要だと思う人が7割近くを占めているものの、年代別にみると、年代が低いほど必要性を感じていない人が多くなっています。



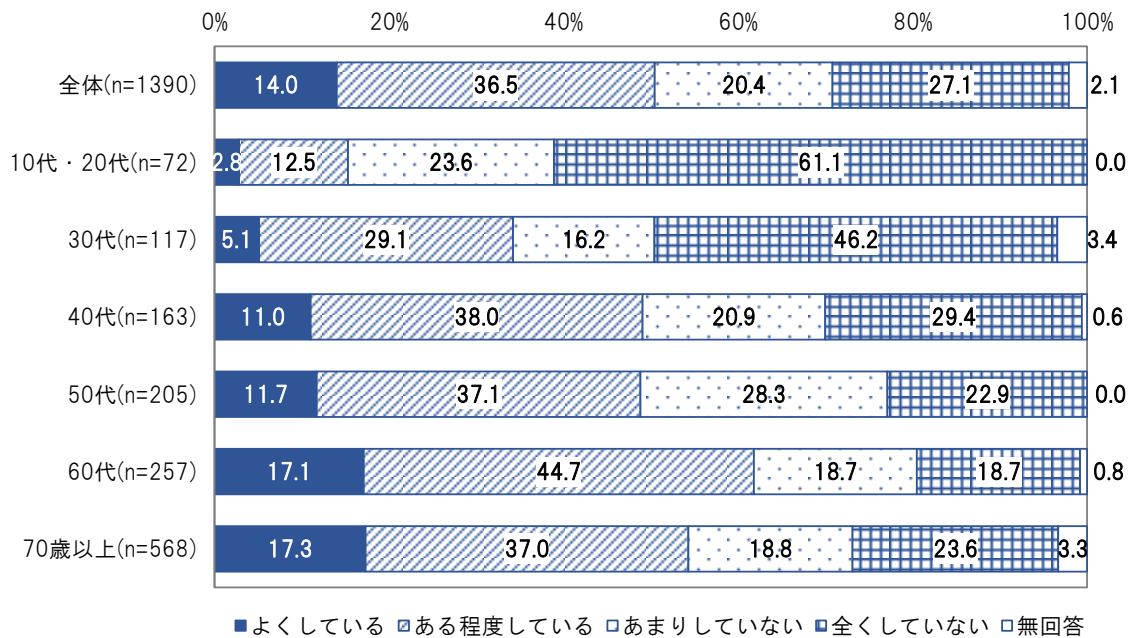
■ 近所づきあいの程度

実際の近所づきあいの状況においても、年代が高いほど「日頃から助け合っている」や「気の合った人とは親しくしている」などの回答が多く、年代が低いほど「ほとんど付き合いがない」が多くなっています。特に、10～30歳代では2割程度の人が近所づきあいをしていない状況がわかります。

	全体	日頃から助け合っている	気の合った人とは親しくしている	たまに立ち話をする	顔が合えばあいさつ程度	その他	ほとんど付き合いがない	無回答
10代・20代	72	5.6	6.9	9.7	56.9	-	20.8	-
30代	117	4.3	17.1	16.2	47.0	-	15.4	-
40代	163	5.5	14.1	16.0	54.6	0.6	8.6	0.6
50代	205	6.3	11.7	20.5	53.2	0.5	6.8	1.0
60代	257	11.7	20.6	22.2	38.9	0.4	5.4	0.8
70歳以上	568	20.6	28.2	17.6	27.3	0.5	4.8	1.1

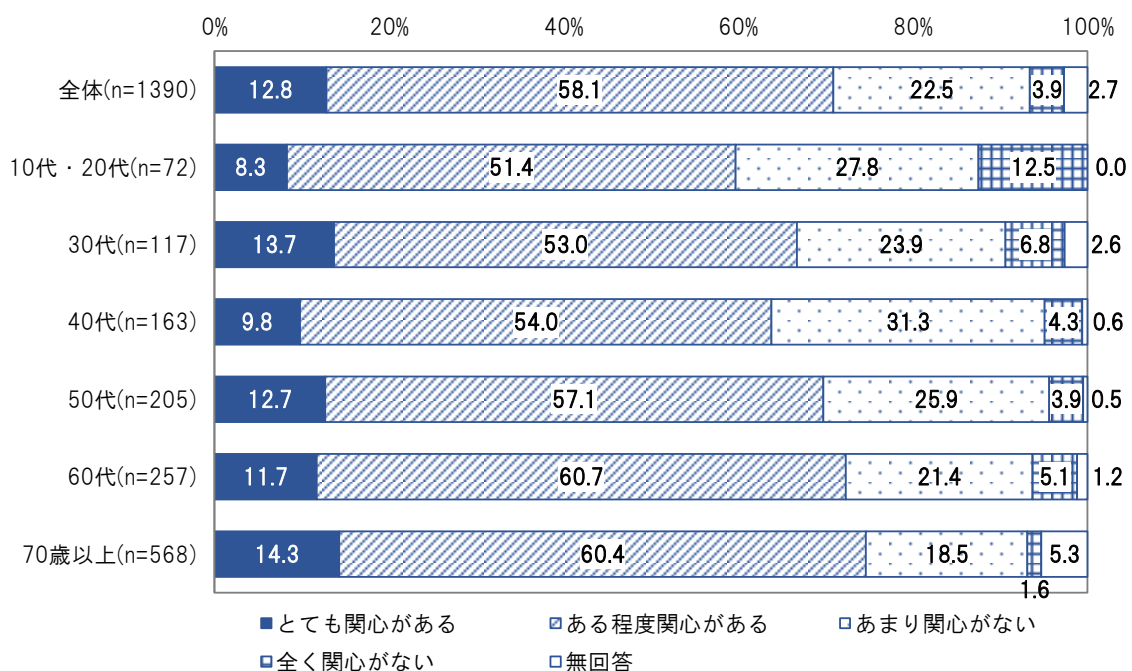
③ 地域内の行事や自治会活動への参加・協力状況

地域内の行事や自治会活動への参加・協力状況は、全体では約半数が参加・協力しているとなっているのに対し、年代別にみると、年代が低いほど参加・協力している人の割合は低くなっています。前回調査と比べると、参加・協力している人の割合は減少しています。



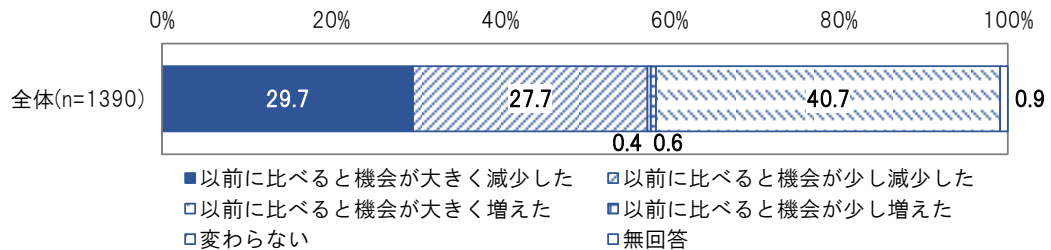
④ “福祉” への関心度

“福祉” への関心度は、全体では「ある程度関心がある」と回答した割合が6割近くを占めて最も高く、「とても関心がある」と合わせると、関心のある人が7割以上となっています。年代別にみると、年代が高いほど関心のある人の割合は高くなっています。



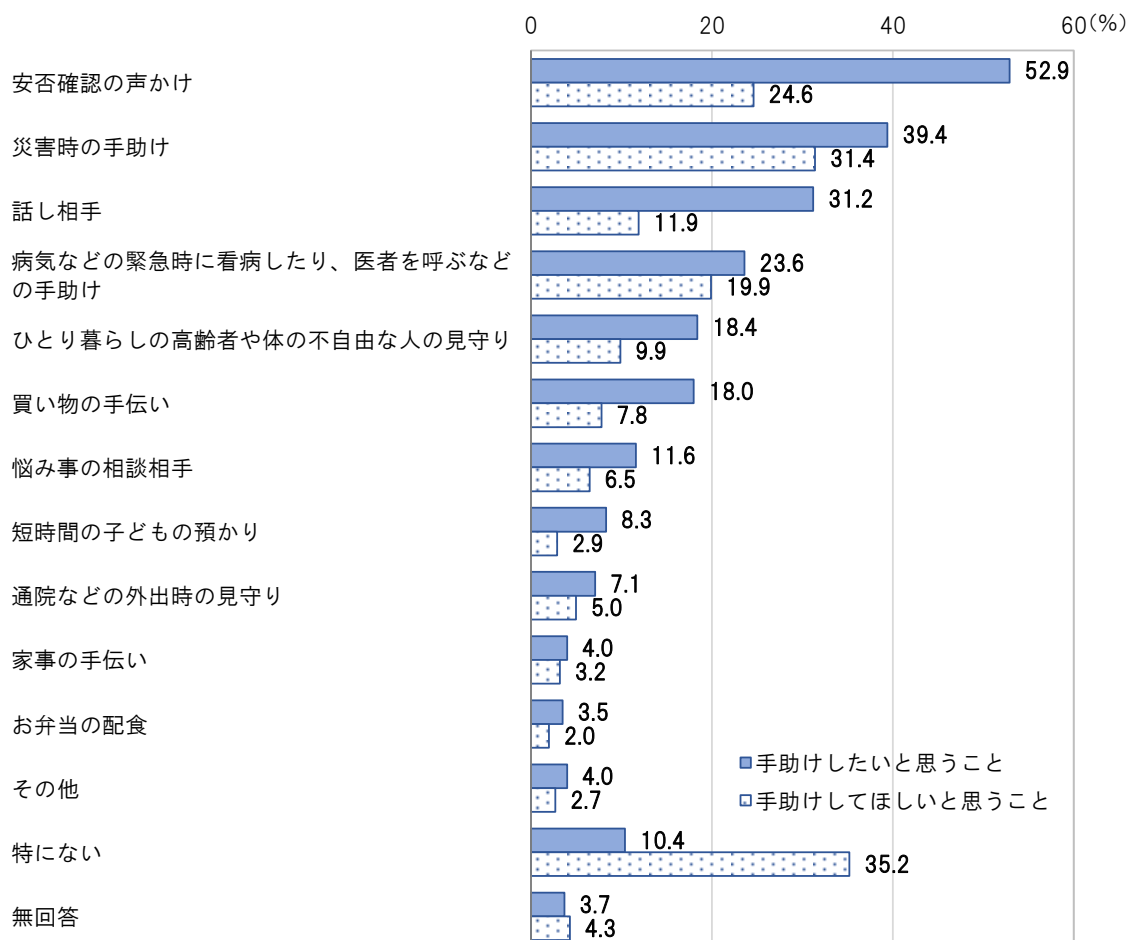
⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大による、住民同士のコミュニケーション等の変化

新型コロナウイルス感染症拡大による住民同士のコミュニケーション等については、「以前に比べると機会が大きく減少した」と「以前に比べると機会が少し減少した」を合わせると、6割近くの人がコミュニケーションや地域組織に関わる機会の減少を感じているという結果となっています。



⑥ 地域内で手助けしたいこと・手助けしてほしいこと

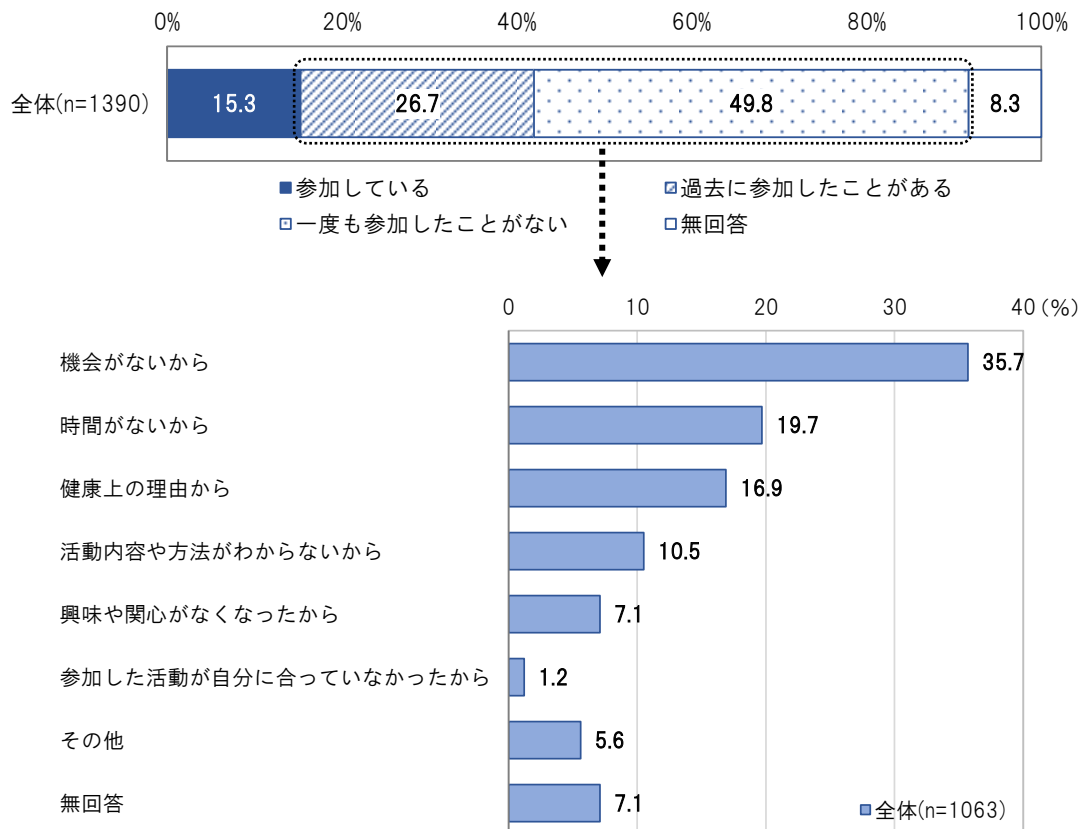
地域内で手助けしたいことでは、「安否確認の声かけ」が半数以上を占めて最も多く、次いで「災害時の手助け」となっています。また、手助けしてほしいことでは「災害時の手助け」が3割以上を占めて最も多く、次いで「安否確認の声かけ」となっており、地域内での安全・安心への取り組みについては、住民同士での支え合いの仕組みやきっかけを作ることで相互に支え合える内容となっています。



⑦ 地域住民活動やボランティア活動等について

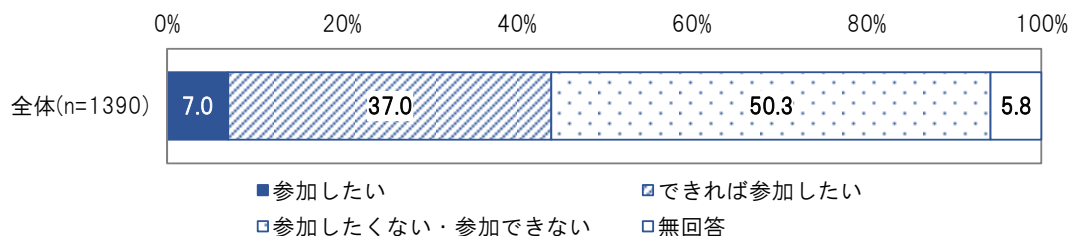
■ 地域住民活動やボランティア活動等への参加状況

地域住民活動やボランティア活動への参加率は1割程度となっており、参加していない人の理由では、「機会がないから」が3割以上を占めて最も多くなっています。



■ 地域住民活動やボランティア活動等への今後の参加意向

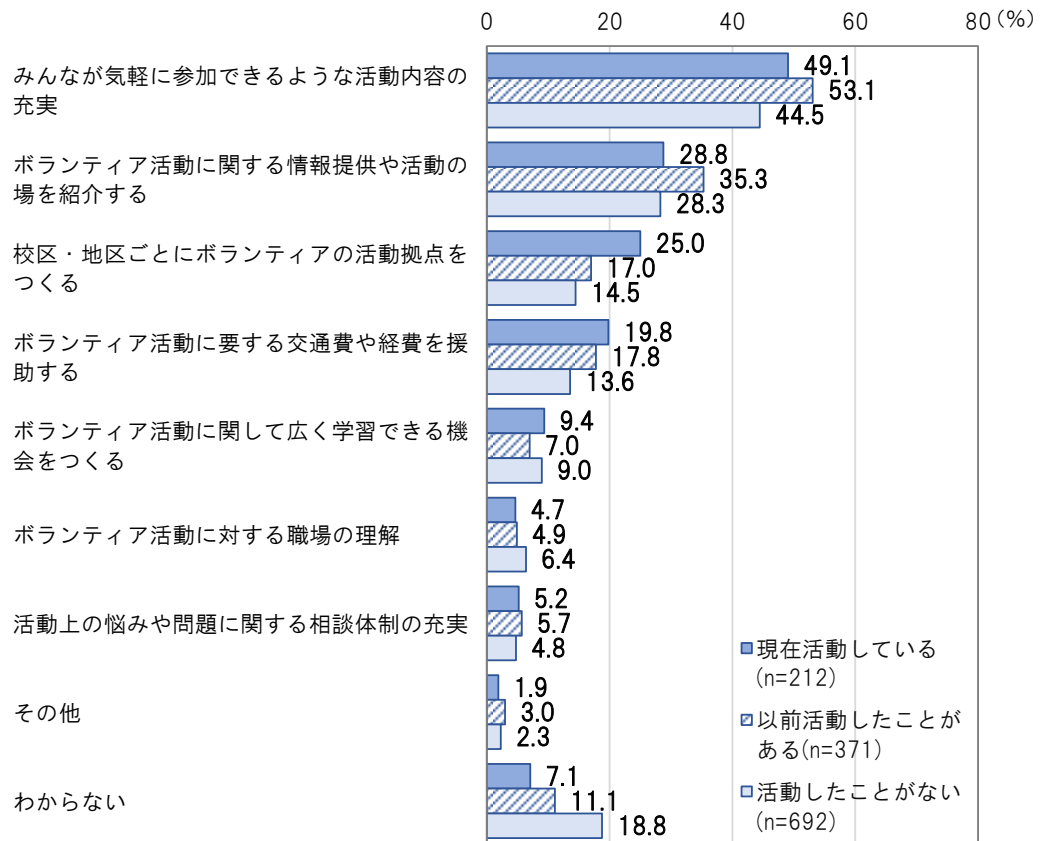
今後の参加意向では、「参加したい」と「できれば参加したい」を合わせた参加意向のある人が4割以上を占めていることから、潜在的に参加意向のある人材をいかに活用していくかが今後の検討課題となっています。



■ 地域住民活動やボランティア活動を行いやすくするための支援

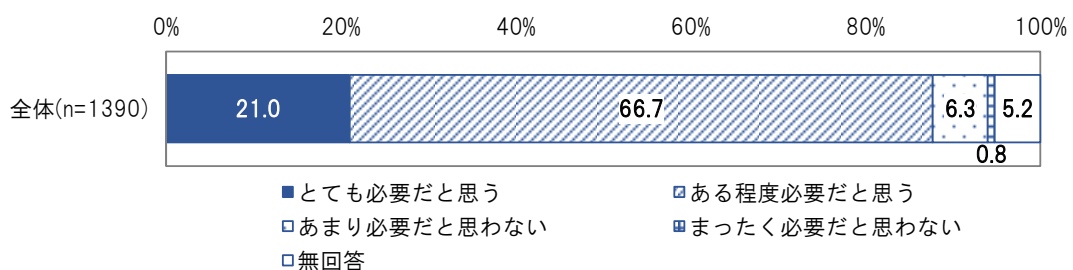
地域住民活動やボランティア活動を行いやすくするための支援では、「みんなが気軽に参加できるような活動内容の充実」を望む人が多くなっています。

また、現在活動をしている人では、「校区・地区ごとにボランティアの活動拠点をつくる」が、現在はしていないが以前は活動したことがある人では、「ボランティア活動に関する情報提供や活動の場を紹介する」がその他の人に比べてやや高くなっており、活動の拡充に向けては活動内容の充実とともに、活動拠点や情報の提供を望む人が多くなっています。



⑧ 地域課題に対して住民相互の自主的な支え合いや助け合いの必要性

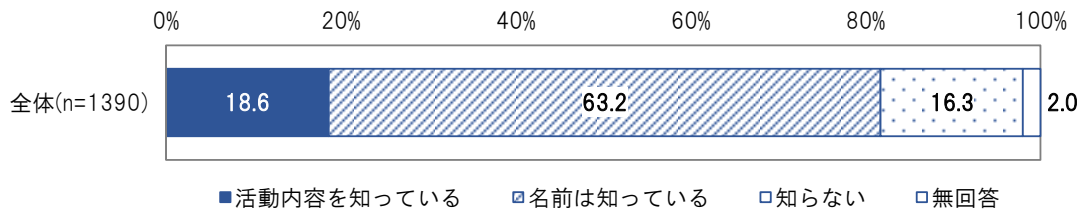
地域課題に対して住民相互の自主的な支え合いや助け合いの必要性は、「ある程度必要だと思う」が6割以上を占めて最も多く、「とても必要だと思う」と合わせると、9割近くの人が住民相互の自主的な支え合いや助け合いを必要と感じているという結果となっています。



⑨ 福祉に関わる支援機関や制度等について

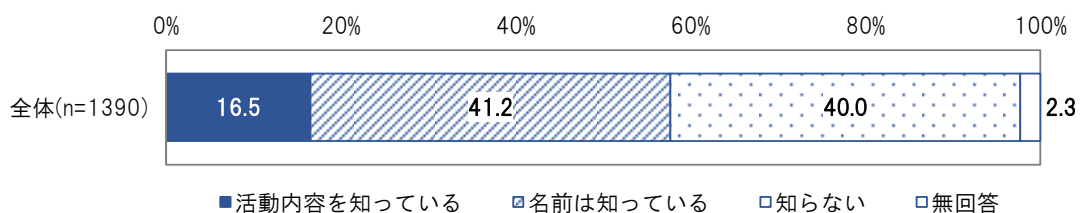
■ 保健福祉センター（陽だまり）の認知度

保健福祉センター（陽だまり）については、「名前は知っている」が6割以上を占めており、「活動内容を知っている」と合わせると、知っている人が8割以上となっています。



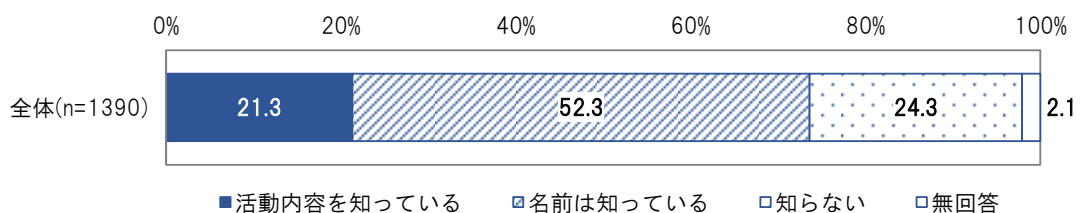
■ 地域包括支援センターの認知度

地域包括支援センターについては、「名前は知っている」が4割以上を占めており、「活動内容を知っている」と合わせると、知っている人が6割近くとなっています。一方で、「知らない」が約4割を占めています。



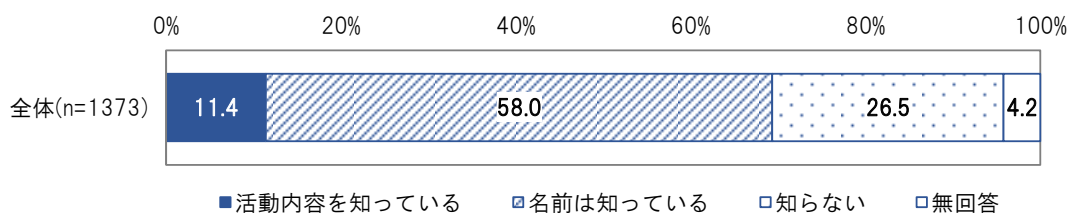
■ 民生委員・児童委員の認知度

民生委員・児童委員については、「名前は知っている」が半数以上を占めており、「活動内容を知っている」と合わせると、知っている人が7割以上となっています。



■ 桜井市社会福祉協議会の認知度

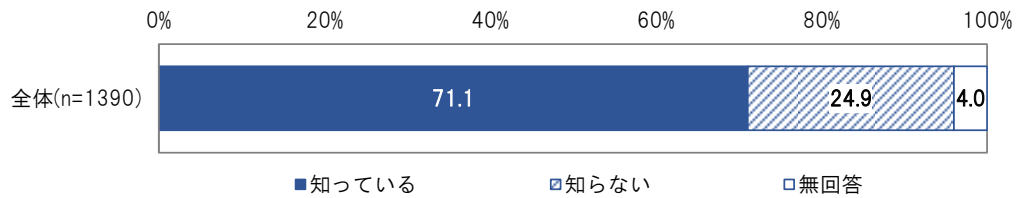
桜井市社会福祉協議会については、「名前は知っている」が6割近くを占めており、「活動内容を知っている」と合わせると、知っている人が約7割となっています。



⑩ 災害時の対策について

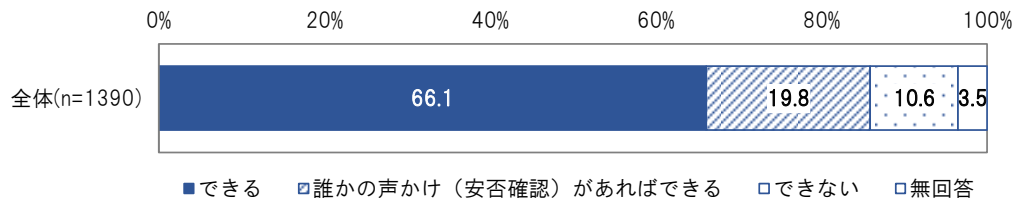
■ 災害が起こったときの避難場所の認知度

災害が起こったときの避難場所の認知度は、「知っている」が約7割を占めています。



■ 災害が起こったときの一人での避難の可否

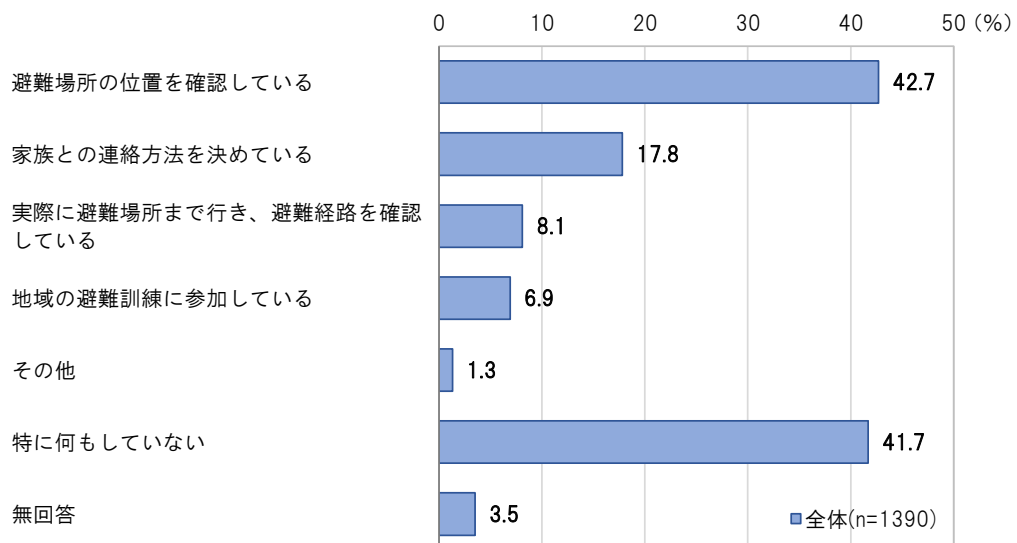
災害が起こったときの一人での避難については、「できる」が6割以上を占めているものの、「誰かの声かけ（安否確認）があればできる」が約2割、「できない」が約1割となっており、支援の必要な人が約3割を占めています。



■ 自宅以外の場所へ避難しなければならない事態に備えてとっている対策

自宅以外の場所へ避難しなければならない事態に備えてとっている対策では、「避難場所の位置を確認している」が4割以上を占めて最も多くなっているものの、「特に何もしていない」も同様に4割を超えて多くなっています。

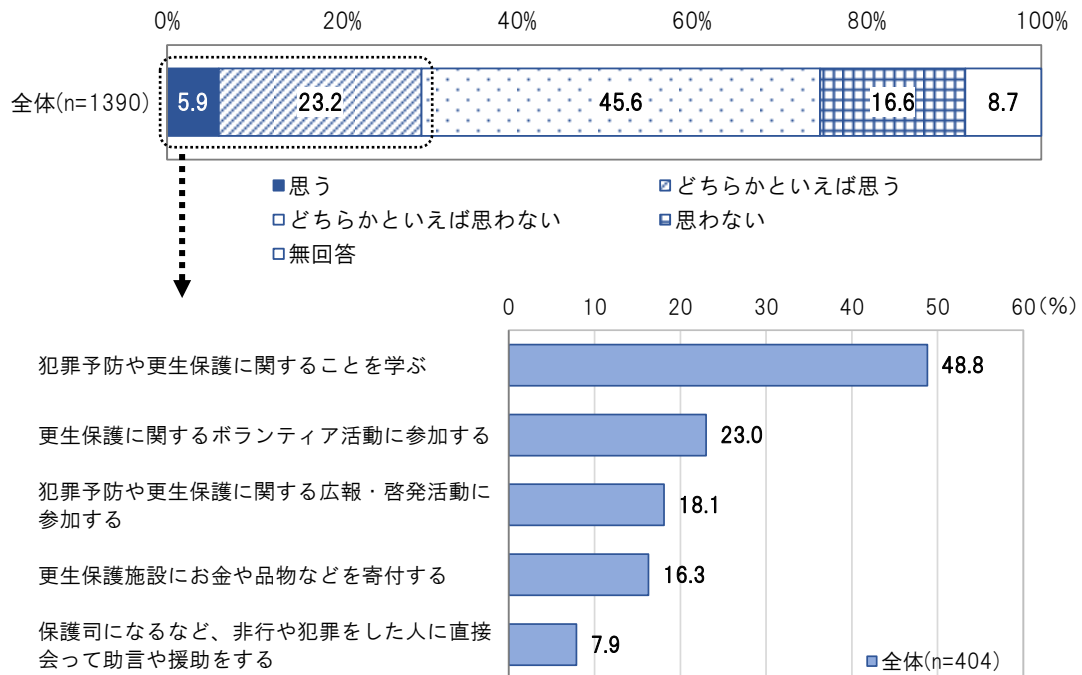
また、「地域の避難訓練に参加している」が6.9%と1割未満の結果となっています。



⑪ 犯罪や非行をした人の立ち直りについて

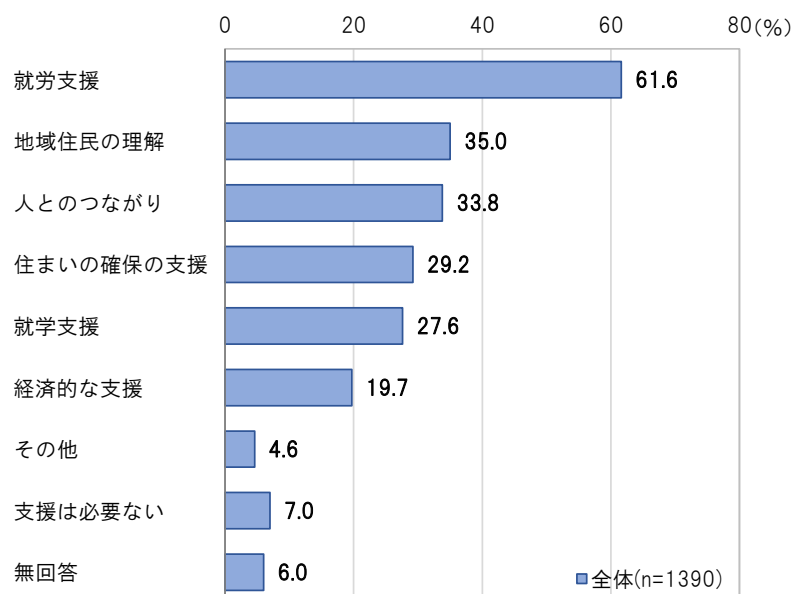
■ 犯罪や非行をした人の立ち直りへの協力意向

犯罪をした人の立ち直りへの協力意向のある人（「思う」＋「どちらかといえば思う」）は、約3割となっています。協力したいことでは、「犯罪予防や更生保護に関することを学ぶ」が半数近くを占めて最も多く、次いで「更生保護に関するボランティア活動に参加する」となっています。



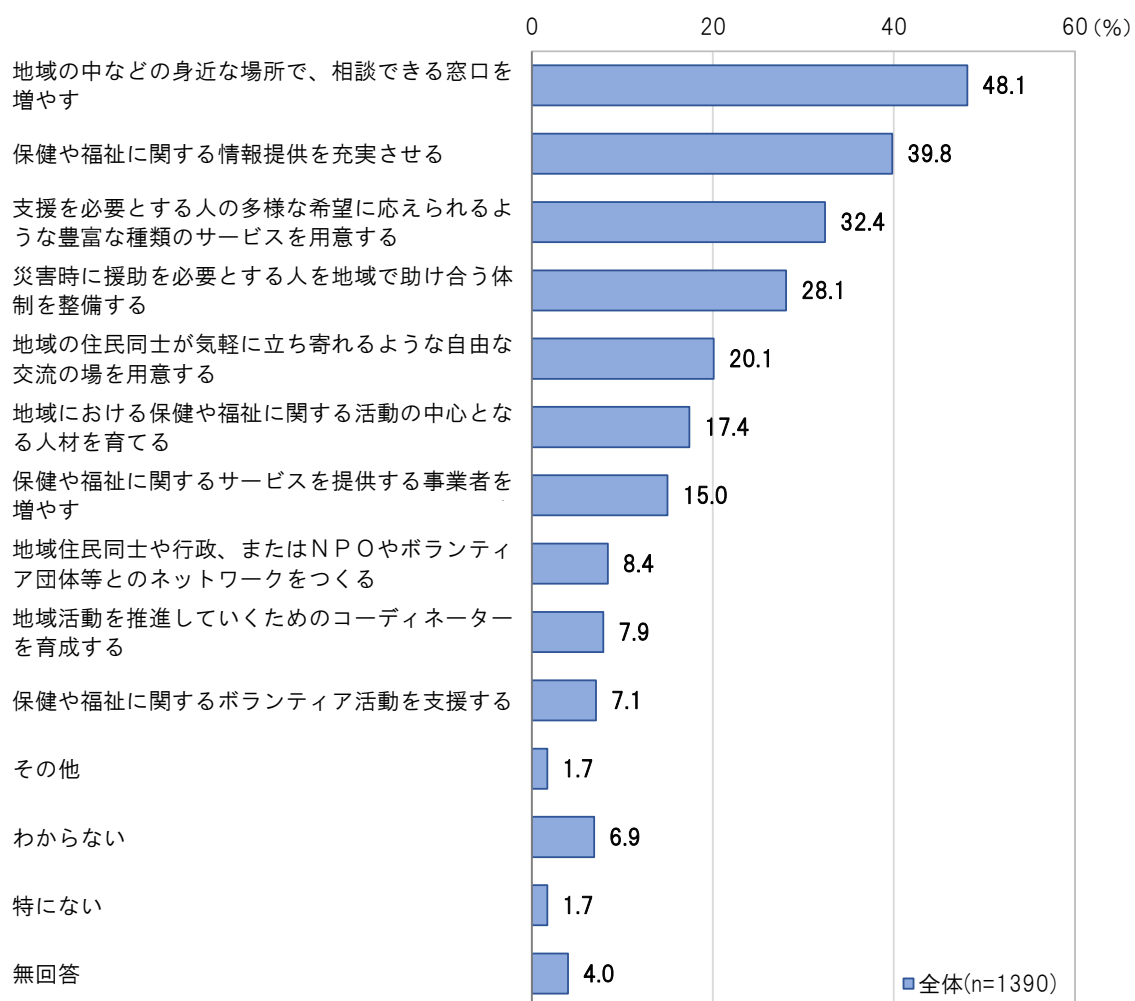
■ 非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うこと

非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うことでは、「就労支援」が6割を超えて最も多く、次いで「地域住民の理解」や「人とのつながり」がともに3割を超えて多くなっており、自立のための就労と地域や周りの人とのつながりを必要と感じている人が多くなっています。



⑫ 誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために、市が行っていくべき施策

誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために、市が行っていくべき施策では、「地域の中などの身近な場所で、相談できる窓口を増やす」が半数近くを占めて最も多く、次いで「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」、「支援を必要とする人の多様な希望に応えられるような豊富な種類のサービスを用意する」の順となっており、相談体制や情報提供の充実を望む人が多い結果となっています。



(2) 民生委員・児童委員アンケート調査

民生委員・児童委員を対象に、地域における課題や地域福祉に関する現状や意見を把握し、市の施策や計画の基礎資料とするために実施しました。

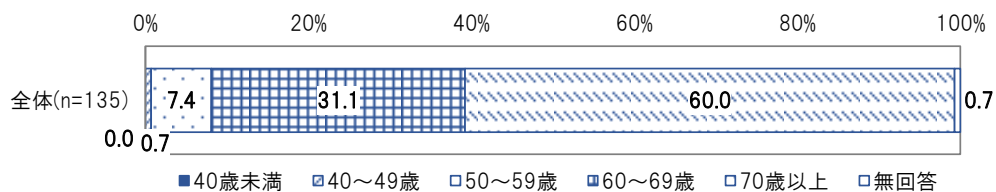
■調査の概要

- ・調査対象：桜井市内の民生委員・児童委員 146 人
- ・調査方法：郵送配布－郵送回収
- ・調査期間：令和4年10月3日（月）～ 令和4年10月11日（火）
- ・回収状況：135 票（有効回収率 92.5%）

① 回答者の属性

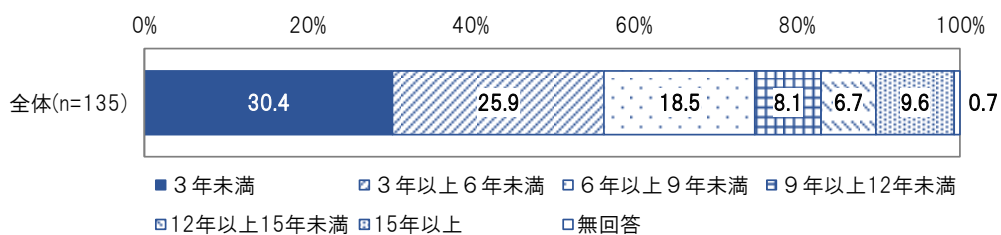
■ 回答者の年齢

回答者の年齢は、「70 歳以上」が約 6 割を占めて最も高く、次いで「60～69 歳」となっており、60 歳以上が 9 割以上を占めています。



■ 回答者の活動年数

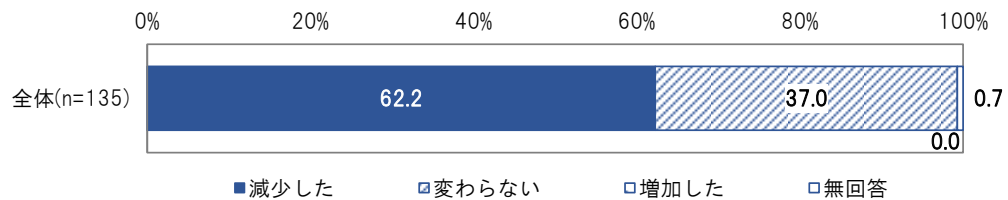
回答者の活動年数は、「3 年未満」が約 3 割を占めて最も高く、次いで「3 年以上 6 年未満」となっている一方で、『9 年以上』が 2 割以上を占めています。



② 新型コロナウイルス感染症拡大による変化

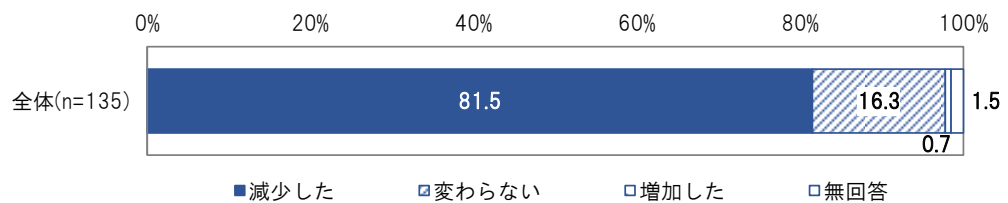
■ 隣近所の住民とのコミュニケーションの変化

新型コロナウイルス感染症拡大による住民同士のコミュニケーションの変化については、「減少した」が6割以上を占めています。



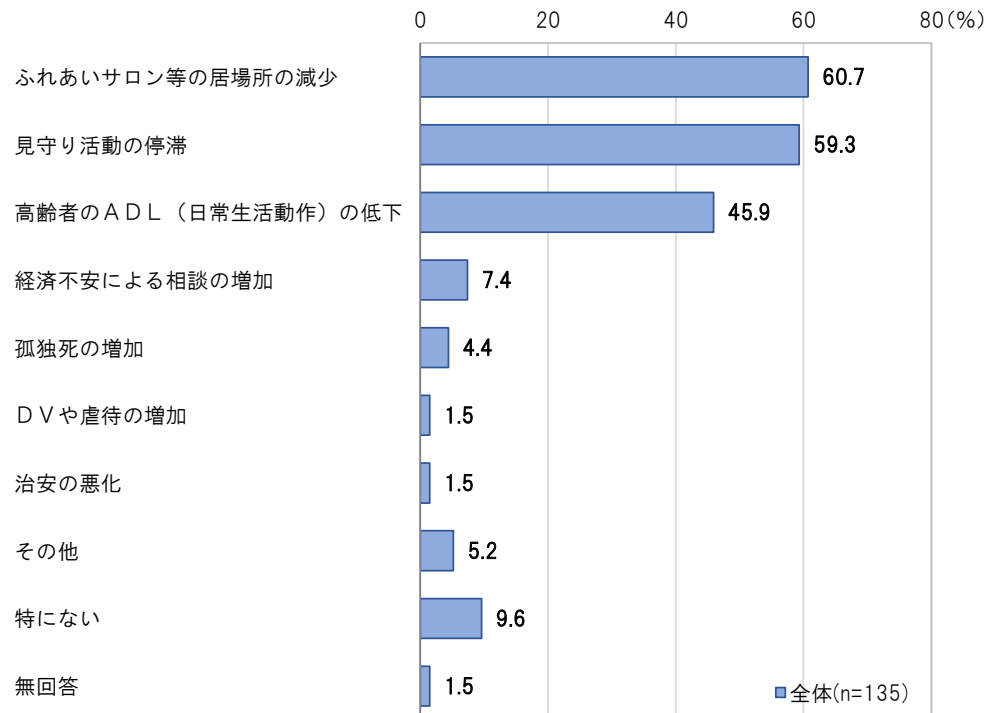
■ 地域の団体への関わりの変化

新型コロナウイルス感染症拡大による地域の団体への関わりの変化については、「減少した」が8割以上を占めています。



■ 担当区域で発生した又は懸念される課題

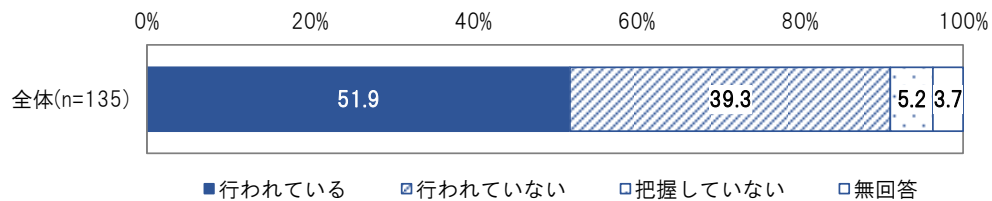
新型コロナウイルス感染症拡大による担当区域で発生した又は懸念される課題では、「ふれあいサロン等の居場所の減少」および「見守り活動の停滞」がともに約6割を占めて最も多く、次いで「高齢者のADL（日常生活動作）の低下」の順となっています。



③ 担当区域の状況

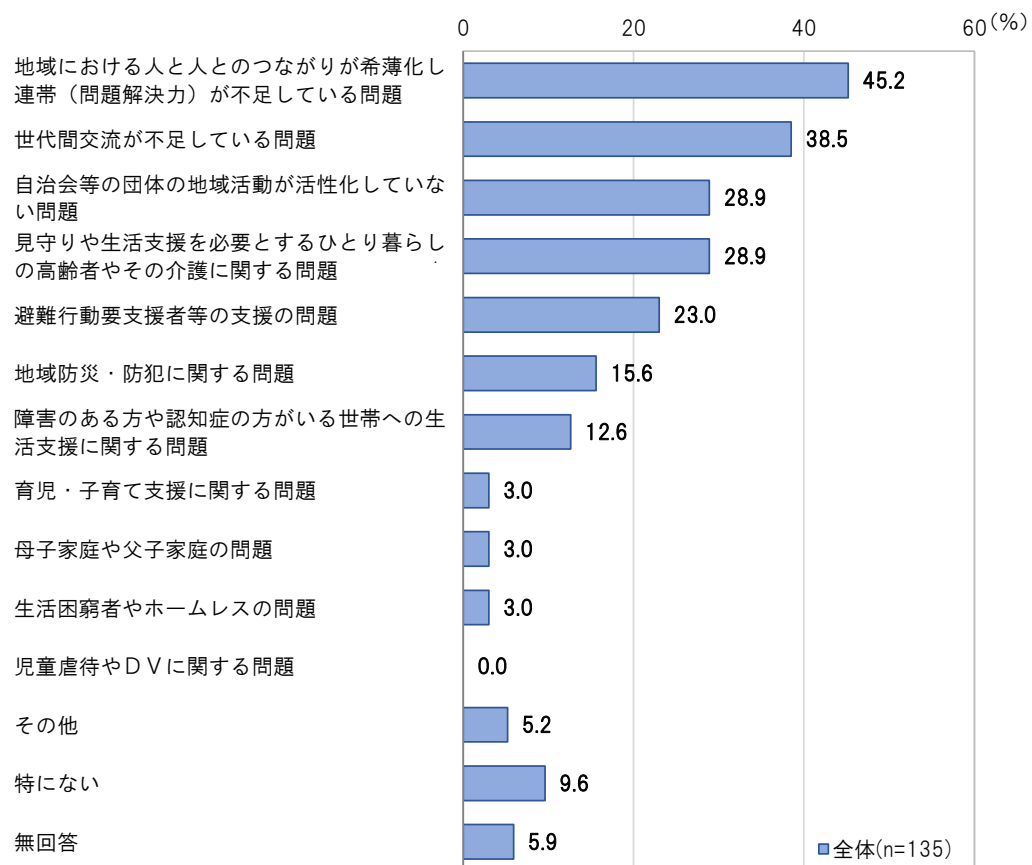
■ 担当区域での地域福祉活動の実施状況

担当区域での地域福祉活動の実施状況は、「行われている」が半数以上となっており、行われていない理由では、「新型コロナウイルス感染拡大により一時的に中止しているため」となっています。



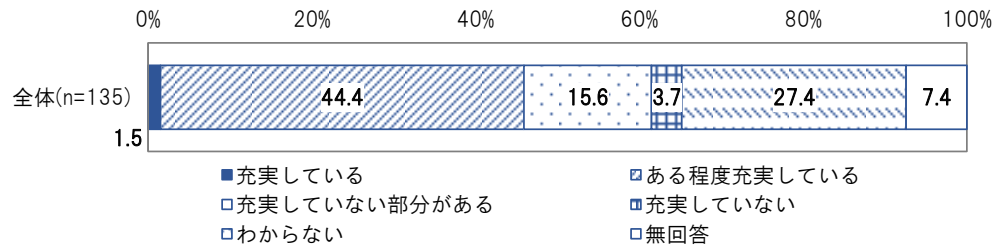
■ 担当区域の生活・福祉課題

担当区域の生活・福祉課題は、「地域における人と人とのつながりが希薄化し連帯（問題解決力）が不足している問題」が最も多く、次いで「世代間交流が不足している問題」となっており、地域の人のつながりや交流に課題がみられる地域が多くなっています。



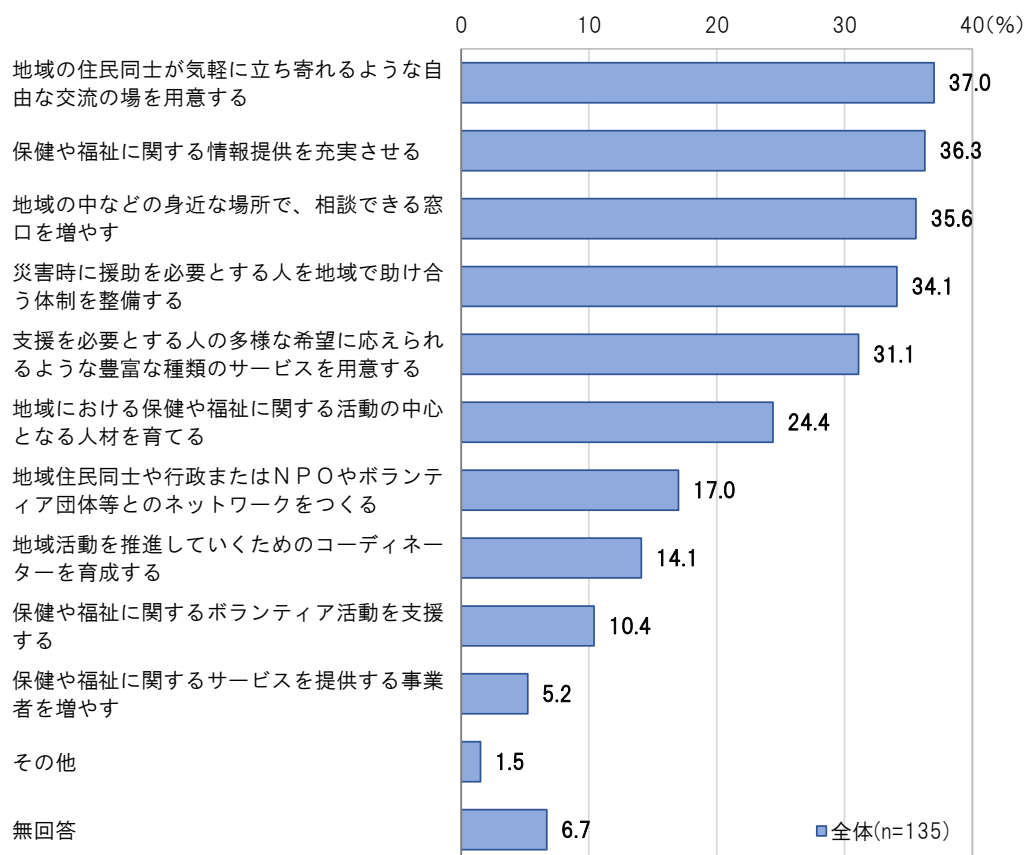
④ 行政が行っている福祉サービス水準の評価

行政が行っている福祉サービスの水準については、充実していると評価している人が半数近くを占めているものの、充実していないと感じている人が2割近くを占めています。充実していない分野では、「閉じこもりや引きこもりの人に関する福祉」や「子どもに関する福祉」との回答が多くなっています。



⑤ 誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために、市が行っていくべき施策

誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために、市が行っていくべき施策では、「地域の住民同士が気軽に立ち寄れるような自由な交流の場を用意する」、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」、「地域の中などの身近な場所で、相談できる窓口を増やす」の順となっており、交流の場や情報提供、相談体制の充実を望む人が多い結果となっています。



(3) 関係団体等アンケート調査

市内の各種福祉施設や教育機関等の関係団体を対象に、地域における活動状況や地域福祉に関する現状や意見を把握し、市の施策や計画の基礎資料とするために実施しました。

■調査の概要

- ・調査対象：桜井市内の関係団体 44 団体
- ・調査方法：郵送配布－郵送回収
- ・調査期間：令和 4 年 10 月 3 日（月）～ 令和 4 年 10 月 17 日（月）
- ・回収状況：27 票（有効回収率 61.4%）

① 新型コロナウイルス感染症拡大による変化

■ 活動をする上で課題となっていること

- 対面式や参集型の交流事業ができず、活用内容に制限があること。
- 以前のような活動内容に戻すことができるかどうかが不明確なこと。

■ 今後活動を進めていく上で支援してほしいこと

- 活動場所の確保。
- ICTの活用や感染症対策にかかる費用に対する助成。
- 市民の新型コロナウイルス感染症および感染者に対する理解の促進（情報提供、広報）。

② 行政や社会福祉協議会が取り組むべきこと

■ 行政が優先的に取り組むべきこと

- 地域福祉に関する住民の多様なニーズに応えるために官民が補完し合いながら取り組める連携の仕組みづくり。
- 相談窓口の充実（相談窓口の一本化、相談窓口の周知など）。
- 情報提供の充実（どんなサービスや支援があるのかについて）。
- 障害を持っている人や支援を必要とする人の特性を理解した上で、関わりが持てるような行事やイベント、研修会などの開催。
- 各種手続きの簡素化。
- 行政、社会福祉協議会、当事者団体を含む関係団体等々の連携強化。

■ 社会福祉協議会が優先的に取り組むべきこと

- 地域福祉活動のプラットフォームとなり、各地区社会福祉協議会を活性化すること。
- 社会福祉協議会の活動が見えにくいので、事業や活動などの分かりやすい周知、広報。
- 体験学習などの出前講座の充実。
- 各団体からの意見を聴取する（意見交換をする）機会の創出。
- 行政と連携した福祉の充実。

7 地域福祉をめぐる今後の課題

(1) 地域との連携・つながりの希薄化

市民アンケート調査では、第1期計画策定時と比較すると、親しく相談したり助け合ったりすることの必要性を感じている人はやや増えているものの、実際には助け合うほどの関係性を築けていない人が多く、特に年代が下がるほど地域との付き合いが希薄化し、地域のつながりの必要性を感じていない人が多い状況がありました。また、「市民ふれあい福祉まつり」が中止になるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、地域内の行事や自治会活動への参加もやや減少傾向となっています。

近年では、個人情報保護法の壁もあり、同じ地域にどのような人が住んでいるのか分かっていない、高齢者等の支援が必要な人がいてもなかなか実態が把握できないなどの課題もありますが、地域で感じている問題や課題として「地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯（問題解決力）が不足している問題」が最も高くなっており、地域でのつながりの希薄化を感じている人が多い結果となっています。

地域における住民同士や団体同士の連携の希薄化や活動者の高齢化による“地域力”の低下がみられます。

地域の支え合いを推進していくためには、子どもから高齢者までが参加できる取り組みや、福祉活動に対する意識や理解が重要です。市民一人ひとりが地域の一員としての意識を持つとともに、地域活動への参加を促すよう、各種活動に関する周知や広報等をしていく必要があります。

(2) 住民の抱える地域生活課題の多様化

少子高齢化・核家族化に伴い、子育て中の家庭では、地域内に同年代の子どもを持つ家庭が少ないなど、家庭（保護者）だけで子育てを行う傾向となりやすく、子育て家庭の孤立等の問題が顕在化しています。

また、生活様式や考え方の多様化に伴い、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待・権利侵害、貧困を含む低所得の問題、ひきこもり、8050問題、親の介護と育児を同時に行うダブルケア、認知症高齢者やその家族の将来の不安に関する事など、住民の地域生活課題は多様化してきています。

市民アンケート調査では、福祉に関心のある人が大半を占めているものの、関心のある分野では高齢者や子どもに関する福祉への関心が多い一方で、障害のある方や生活困窮者、閉じこもりやひきこもりの方に関する福祉への関心は低い結果となっていました。一方で、地域で感じている問題や課題として、「障害のある方や認知症の方がいる世帯への生活支援に関する問題」や「児童虐待やDVに関する問題」、「生活困窮者やホームレスの問題」等にも一定の回答があり、本市においても地域課題の多様化がみられます。

地域福祉相談員や民生委員・児童委員などが行っている相談業務でもこれまでの分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が多様化・複雑化しているケースや各種制度の狭間にあるケース、支援や援助を必要としながらも自ら相談や情報収集ができず、地域の中で孤立しているケースなどがみられます。

このような複雑化・複合化した相談を受け止めるための、関係機関等との連携体制や、ひきこもり状態にある人など、アウトリーチ等による継続的な支援が必要な人への対応ができるよう体制強化についても検討していくとともに、さまざまな問題や課題を早期解決に導いていくため、まずは地域に住む住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域の困りごとに敏感になることが必要です。また、支援が必要な人が地域にいた時には、必要な支援に確実につなげていくことが必要です。



(3) 担い手の減少・高齢化

地域の活動団体やボランティア団体等においては、高齢化に伴い、登録者・参加者自体が減少傾向にあります。新規登録や参加の人数は少なく、会や組織自体の存続が難しい状況となっている地域もあり、新たな人材の確保や次世代のリーダーの育成が課題となっています。

市民アンケート調査では、地域内の行事や自治会活動に協力・参加していない理由として「声がかからないから」の回答が多く、また地域住民活動やボランティア活動に参加していない理由でも「機会がないから」の回答が最も多くなっており、きっかけがないために参加ができていない人が多くいる状況がみられます。

地域住民活動やボランティア活動に現在参加している人が2割未満となっているのに対して、今後の参加意向のある人は4割以上となっていることから、参加したい人が気軽に参加できるような仕組みを整えていく必要があります。

また、各団体が各地域でそれぞれに活動をしているものの、お互いにどのような活動がされているのか分からないなどといった意見も多く、定期的に取り組み内容や先進事例などの情報共有、意見交換などができる場を設けるなど、各活動の連携や充実を図っていく必要があります。



(4) 情報共有・情報提供

市ホームページのアクセス数は年々増加しているものの、市民アンケート調査では、誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために市が行っていくべき施策として情報提供の充実と回答した人が多い一方で、福祉に関わる支援機関や制度などについての認知度は低い結果となっていました。また、福祉サービスに関する情報の入手状況では、『得られていない』と回答した人が約7割を占めており、若い層だけでなく40～50歳代の働き盛りの年代においてもその割合は高くなっています。

各種サービスを実施している一方で、その内容が市民に周知されていないことや各団体での活動はそれぞれ実施しているものの、横のつながりが少ない状況が考えられます。各種活動団体が連携できる体制づくりが求められます。

事業・サービスの実施について、必要な人に必要な情報が届くよう、情報提供の内容や方法について検討していく必要があります。



(5) 災害や感染症への対策

近年、地震や豪雨などの災害が各地で多発しており、災害への備えが重要となっています。高齢化の進行に伴い、災害時に支援や介助が必要な人も増えてきています。平常時から地域における見守り活動を通じ、地域での顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

市民アンケート調査では、年代が上がるほど災害が起こった時の避難が一人ではできない人が多くなっているものの、若い年齢層では災害が起こった時の避難場所を知らない人も多くみられました。一方で、災害時に避難行動要支援者に手助けできることでは、「安否の確認や情報伝達などの声かけ」や「避難が必要な避難行動要支援者の避難の手助け」ができると回答している人は多いことから、平常時からの避難場所や避難経路の確認、地域での避難訓練への参加を促していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染拡大予防のために活動を自粛したことによって、地域でのさまざまな活動の停滞がみられました。感染症対策を徹底しつつ必要な取り組みを継続していくための情報提供や支援について検討していく必要があります。



第3章 桜井市の目指す地域福祉

1 基本理念

少子高齢化、ライフスタイルの多様化により、市民の生活に係る諸課題は複雑化していますが、今後の地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「共助」、「公助」を基本として、地域住民の中でひとりでは解決できない福祉課題を地域全体で解決に向けて取り組むことが重要となってきます。

本市では、上位計画である第6次桜井市総合計画の健康・福祉分野において「健やかに暮らせるまち」を分野の展望として、「地域福祉の充実」を掲げ、「市民が地域のなかでともに支え合って安心して暮らしている」ことを市民生活の目標像としてまちづくりを推進しています。

本計画では、こうした考えのもとに、地域の各種団体や関係機関などとの連携のもと、市民の参画を求めながら、市民一人ひとりが、時には手助けの必要な人に支援の手を差し伸べ、時には支えてもらえることができるよう、桜井市地域福祉計画の基本理念である『まちなかを ほのぼのとした □マンの桜井 ばしょづくり』を踏襲します。



基本理念

まちなかを ほのぼのとした □マンの桜井 ばしょづくり



2 基本目標

基本目標については、第1期計画を踏襲します。

基本目標1 地域の中で お互いの暮らしを支え合う まちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせる地域を形成するには、福祉を大切にする意識や、支え合いの意識を育てることが大切です。

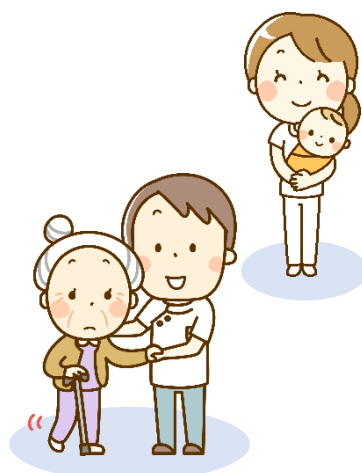
学校や地域などさまざまな場での福祉教育が重要であり、学校、地域、関係団体と連携した福祉教育を推進するとともに、一人ひとりが地域福祉の担い手であることを自覚できるように、NPOやボランティア活動、身近な地域での福祉活動への参画を図ります。



基本目標2 安心して サービスを受けることができる 仕組みづくり

市内には、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある方のいる世帯、子育て世帯など支援が必要なさまざまな人が暮らしています。そのため、支援を必要とする人が安心してサービスを受けることができるよう福祉サービスの充実と質の向上を図ります。

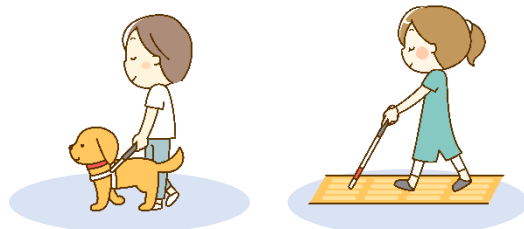
また、支援が必要な人に、必要なサービスや支援が届くように、気軽に相談できる総合的な相談支援体制づくりを進めるとともに、必要な情報が容易に入手できる環境づくりに努めます。



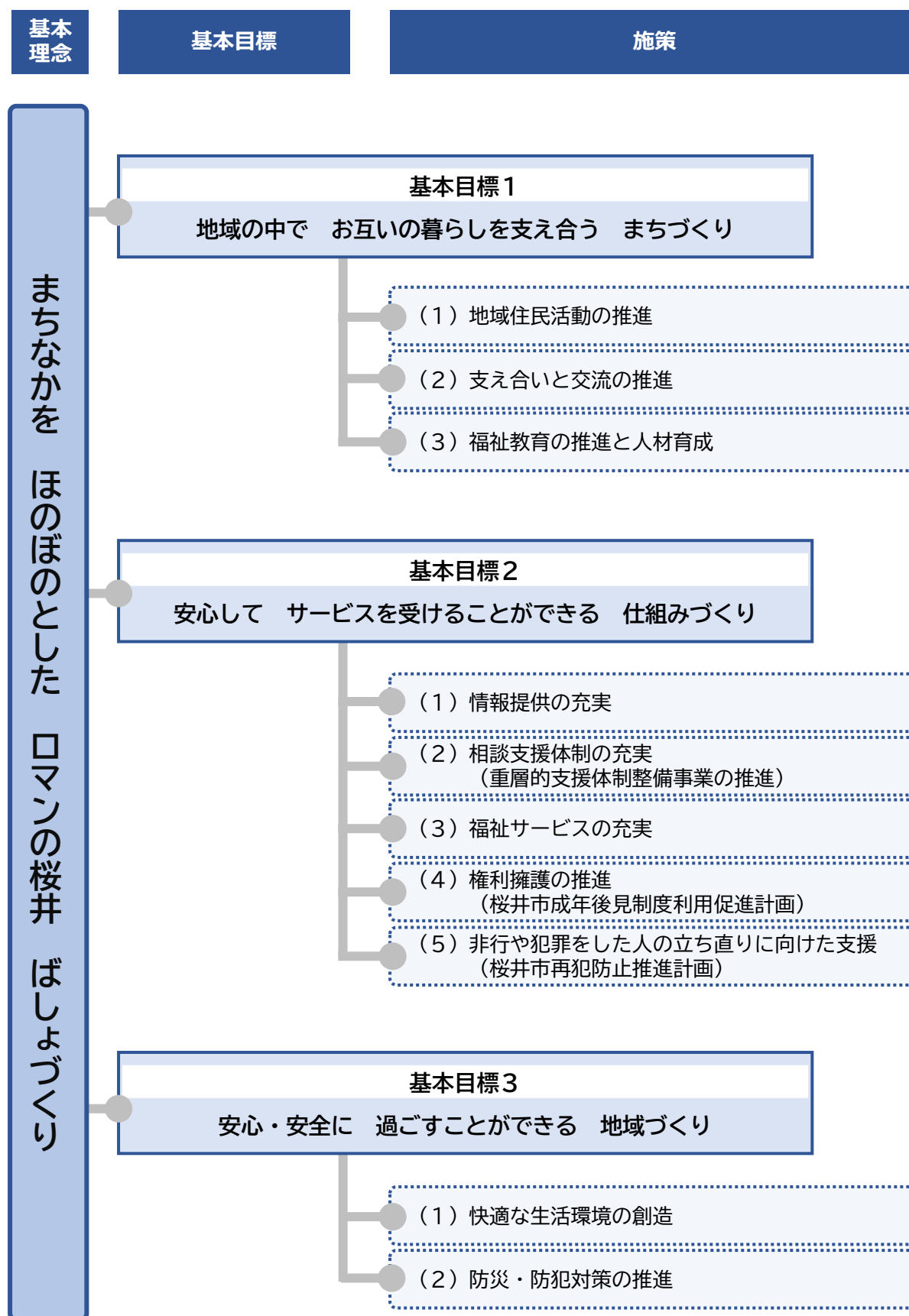
基本目標3 安心・安全に 過ごすことができる 地域づくり

地域社会の中で安全に、安心して快適に暮らせるような環境を整えるため、犯罪防止を促進するとともに、災害の備えなどの取り組みを促進します。

また、市民主体の見守り・支え合い活動を進めるとともに、関係機関と連携し緊急時に対応できる体制づくりを進めます。



3 計画の体系



第4章 施策への取り組み

基本目標1 地域の中で お互いの暮らしを支え合う まちづくり

■重点項目■

地域における見守り・交流の促進

■目指すまちの姿■

- 地域のつながりを強め、近所づきあいや日常적인見守り活動を通して、住民のちょっとした変化・異変に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげています。
- いざという時に「ちょっと助けて」と言える近隣関係が築かれています。

住民間のつながりを育むためには、日頃から、地域の抱える問題・課題に対して地域住民が関心を持つ必要があります。また、その課題解決に向けて、地域住民がみんなで参加して考えることができる地域づくりを進めていく必要があります。

見守りをはじめとして、安全確保や異変の気づきなどの取り組みに展開できるよう、地域の各団体や機関等の協力により全市的・重層的なセーフティネットを構築し、どんな時でも安心して暮らせるまちづくりを、地域みんなの参加・協力により実現していきます。



(1) 地域住民活動の推進

《現状と課題》

- 高齢者や障害のある方への理解が深まり、ノーマライゼーションという概念は広まりつつありますが、まだまだ十分浸透していない状況にあります。子どもや高齢者、障害のある方に対する虐待等も社会問題となっており、虐待の報告件数は氷山の一角に過ぎません。実際にはかなりの件数があるのではないかとこの危機感も指摘されており、虐待等の社会問題に対しては、地域住民の理解・協力と関係機関等との連携がより一層必要です。
- 市民アンケート調査では、近所づきあいの必要性を感じている人が多いものの、実際の近所や地域との付き合いの程度として、年齢が下がるほど近所とのつきあいをしていない人が多くなる傾向がみられました。年齢が低いほど形式的な付き合い（義理）など、なくても困らないので、必要がないと考える人も多い傾向がみられます。
- 性別や年齢に関係なく、親しく付き合うことができる地域づくりを進めるとともに、お互いに助け合って生活することができる関係を築くことが大切です。また、地域住民として、地域の福祉活動にも積極的に参加することが求められます。そのため、人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、福祉活動に参加するように働きかけていきます。

《一人ひとりが地域で取り組んでいくこと》

- 地域行事や地域活動に、周囲にも声をかけながら積極的に参加しましょう。
- 自分が得意とする分野などを生かし、ボランティア活動へ積極的に参加しましょう。
- 地区で行われているさまざまな福祉に関する取り組みとの連携を図りましょう。
- 地域でのつながりを推進するとともに、行政と連携をとる体制づくりを進めましょう。
- 市民と行政が協働で進める「桜井市まちピカプロジェクト（アダプト・プログラム推進事業）」へ積極的に参加しましょう。
- 各種市民活動団体は、他団体との連携を行うとともに、誰もが気軽に活動に参加できるような活動内容や募集方法を工夫しましょう。



《行政が取り組むこと》

- 市民の誰もが気軽に集まることができる機会の充実を図ります。
- 祭りやイベントの開催に際しては、高齢者や障害のある方、子育て家庭などが参加しやすいように配慮します。
- 今後増加が想定される高齢者のボランティア活動などの社会参加を進めます。
- ボランティア団体の連携強化に努めるとともに、多様なボランティア活動が、自由に生み出されるような仕掛けづくりに取り組みます。
- 地域共生社会の実現のため「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりと、世帯全体の複合的な課題を「丸ごと」受け止める総合的な相談支援体制づくりに取り組みます。
- 市の事業などについて、わかりやすく説明する桜井市出前講座を継続して実施します。

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取り組み	事業の内容
小地域福祉ネットワーク活動の推進	誰もが安心して暮らせるよう、地域福祉委員、民生児童委員、自治会、地区社協等の活動団体や、ボランティアなどが参加・協力し、住民同士が支え合っていく地域づくりを目的とした小地域福祉ネットワーク活動を推進します。
生活支援体制整備事業の推進	いつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「介護予防」「社会参加」に重点をおきながら、地域住民が主体となって取り組む「支え合い・助け合い活動」を支援します。
地域福祉活動のコーディネート	住民や活動団体による福祉のまちづくりを支援し、多様な関わり方でのつながりをつくり、地域福祉活動を推進します。
地区社会福祉協議会の活動の推進	住民主体の地域福祉活動を推進する地区社会福祉協議会活動への支援を行うとともに、住民や関係機関と連携をとりながら、支え合いの地域づくりに向けた取り組みを推進します。
地域福祉委員の活動の推進	各自治会から推薦を受け、地域福祉委員を委嘱し、民生委員・児童委員や自治会などの各種団体や地域住民の皆様と協力して、福祉のまちづくりを進める活動を支援します。
ボランティア活動に関する推進・支援	ボランティアセンターでは活動に関する情報発信、相談対応、人材発掘、コーディネートのほか、食料支援を目的としたフードドライブ活動等のコーディネートを行います。

取り組み	事業の内容
ボランティア団体への支援	活動に関する相談対応、情報提供などの支援を行い、ボランティア活動の活性化を図るとともに、ボランティア保険の加入及び保険金請求手続きを行っています。また、ボランティア室、レクリエーション体験用具の貸し出しを行います。
民生児童委員連絡協議会との連携	地域の身近な相談相手として、地域のニーズや福祉課題について把握し、社会福祉協議会との橋渡しの役割を担っていただくことで、その情報を共有し、さまざまな分野で連携を図りながら、課題解決に向けた地域活動に取り組みます。
市ボランティア連絡協議会との連携	ボランティアのさらなる推進、向上のため、ボランティア活動相互の連絡、情報交換、イベントの企画・立案等の支援に加え、ボランティア活動の広報、啓発、活動者のスキルアップを目的に、ボランティアスクールに取り組みます。
共同募金運動の推進	民生委員・児童委員や自治会をはじめ、活動団体の協力により集まった募金は老後の生活不安や育児に悩む家庭への支援、障害のある方の自立に向けた支援等、地域の人々がお互いに支え合う社会を築くために支援を行います。
善意銀行事業	善意により集まった預託金は、被災された世帯に対して、市が行う住家の被害認定調査の判定を基に、社会福祉協議会の規定に沿って見舞金として支援します。



(2) 支え合いと交流の推進

《現状と課題》

- 地域福祉活動を進めるにあたり、私たちは地域の一員であることを自覚しなければなりません。まちですれ違ったとき、性別や年齢に関係なくあいさつを交わし、親しく付き合うことができるように、気持ちよくあいさつのできる地域づくりを進める必要があります。
- また、地域にはさまざまな人が多様性をもちながら暮らしています。心のバリアフリーなどを意識してその多様性について理解を深め、認め合いながら、お互いが支え合う地域にするため、福祉の意識を高めていく取り組みも必要です。

《一人ひとりが地域で取り組んでいくこと》

- 地域の見守り活動に積極的に参加しましょう。
- 幅広い世代との交流を持つよう心がけましょう。
- 日常生活で声を掛け合う地域づくりを進めましょう。
- 隣近所で気にかかる人や家庭があれば、地域の見守り活動につながるよう情報提供し、地域の見守り活動に協力しましょう。
- 必要に応じて、支援を必要とする方のごみ捨て等の手助けを行いましょう。
- 地域で危険と思われる空き家について、市に連絡しましょう。
- 個人優先主義にならず、近隣の人にも配慮しましょう。
- 地区で、高齢者や障害のある方、子育て家庭などを見守る体制づくりを推進しましょう。
- 地域での声かけ等を行うことで、自分が一人で孤立する存在ではなく、地域とつながっていることを理解しましょう。
- 地域の子育てに関心を持ち、必要に応じて、関係機関への通報や相談を行いましょう。



《行政が取り組むこと》

- 歩いていける範囲で世代をこえた交流を持つことができるまちづくりを進めます。
- 高齢者や障害のある方が集うことできるまちづくりを進めます。
- 子どもや子育て世帯が安心して遊べる場所づくりを進めます。また、公園については、既設遊具の安全点検を行うなど、公園利用者の安全確保に努めます。
- 地域の伝統行事への支援を行います。
- 空き家バンクの利活用による活動拠点の整備や活動しやすい環境づくりなど、地域活動の活性化に取り組むとともに、市民の主体的な活動の支援に努めます。
- 桜井市地域見守り活動事業による企業・事業者との協定締結など、地域ぐるみの見守り体制づくりやふれあいの交流拠点づくり等を進めます。
- ふれあいセンター及び分館、老人憩の家等の地域福祉活動の拠点については、引き続き施設整備や活動しやすい環境づくりを進め、地域の人々のつながりや関係機関との連携をより一層推進し、地域まちづくり活動の活性化に取り組みます。

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取り組み	事業の内容
居場所づくりへの支援	高齢者、障害のある方、子育て中の家庭など、地域に住む誰もが参加できる「サロン活動」など居場所づくりを応援します。また、貧困や孤立の課題を抱える子どもたちが、放課後等における食事や学習などを通して、安心して過ごせる居場所づくりをすすめ、健康や生活習慣の向上を図る「子ども食堂等の居場所づくり」を支援します。
食糧支援等の取り組み	寄付や家庭などで余っている「食料品」「生活物品」を持ち寄り集めて、それを必要としている家庭や、地域の子どもたちを応援する団体への支援に取り組みます。
見守り活動の推進	地域の連携の希薄化や活動者の高齢化などによる地域力の低下による高齢者・障害のある方などの孤立や日常生活の不安をなくすため、地域での見守り活動を推進し、身近な見守りネットワークを支援します。



(3) 福祉教育の推進と人材育成

《現状と課題》

- 地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域福祉の担い手として、できる範囲の活動をはじめることが大きなポイントです。
- 一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持って生活していくためには、小さな頃から自然に福祉の心を身につけることが必要です。また、大人になってからは、その心にさらにみがきをかけ、実践活動につなげていく必要があります。
- 関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一步が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学ぶきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進める必要があります。
- 社会環境の変化に伴い、専門的な知識や経験を持った人材による手助けが必要な場面が増えてきています。そのため、福祉に携わる職員の資質向上や新たな人材を育成し確保するほか、有資格者、技能者を発掘するため、資格取得や専門的な知識の習得を支援する仕組みづくりを進めるとともに、新たな地域生活課題への対応に向けた人材等のネットワーク化を図る必要があります。

《一人ひとりが地域で取り組んでいくこと》

- 市や社会福祉協議会などが実施する活動に積極的に参加しましょう。
- 自分でできることを考え、隣近所との助け合い、ボランティア活動などを通じ、主体的に地域づくりに関わしましょう。
- これまで培ってきたさまざまな資格や経験を通じて、生涯学習指導者バンクへの登録を行いましょう。



《行政が取り組むこと》

- 学校教育・社会教育など、あらゆる機会を通じて福祉教育や福祉に関する啓発を行います。
- 男女が自立した個人として尊重され、あらゆる分野で平等に参画し、個人の能力を十分に発揮できる社会を実現する意識づくりと環境づくりを進めます。
- 人権に関する各種講演会や研修会を開催するとともに、人権情報「ハート・ライフ」などの配布による広報啓発を進めます。
- 「桜井市多文化共生推進指針」に基づき、多様な交流が行われ、相互理解がなされた中で市民が暮らしていけるまちづくりを進めます。
- コミュニティを広域的に支え合う新たな仕組みづくりや地域を担う人材の育成に努めます。

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取り組み	事業の内容
福祉教育の推進・充実	福祉教育に向けてのプログラムの相談・企画策定に伴う講師を派遣するとともに、学校と地域のつなぎ役として、学校と地域住民・活動団体・施設などとのつながりをつくる取り組みを進めます。
ボランティアの理解・育成	市内の小学生、中学生、高校生などを対象にボランティア講座を開催し、ボランティア活動の意義や意識づけを行うとともに、また誰もが気軽に活動に参加できるよう、団塊の世代や子育て世代など、幅広い世代へ活動の呼びかけや啓発を行います。
福祉活動を担うリーダーの発掘と育成	市などの関係機関と連携し、地域福祉活動のリーダーとして期待される人材の発掘に努め、必要な知識や技術を学ぶための機会や情報を提供します。



基本目標2 安心して サービスを受けることができる 仕組みづくり

■重点項目■

相談体制・情報提供体制の充実

■目指すまちの姿■

- さまざまな支援の連携により、誰もが自分らしく地域で暮らしていくことができるようになっています。
- 制度の狭間の課題に、市全体で協力して取り組んでいます。

地域住民が介護や支援が必要になった場合にも、適切な支援を受けながら、いつまでも住み慣れた地域において生活を継続できるよう、相談支援体制の充実を重点的に図っていきます。また、各関係機関との連携を強化し、地域生活課題について包括的に対応する支援体制を構築し、取り組んでいきます。

また、相談につながらない、つながりにくい相談者を積極的に発見するため、地域の活動にも取り組み、より相談しやすい環境整備を進めていきます。



（１）情報提供の充実

《現状と課題》

- 市では多様な福祉サービスを提供していますが、その情報を得ることができなければ、サービスを利用できません。どんなサービスがあるのか、どういう人が利用できるのかなど、サービスに関する情報が行き届いておらず、必要な人に必要な制度やサービスが行き届いていない状況が考えられます。
- 誰にでも分かりやすく各サービスの内容や情報が行きわたるよう、当事者の立場を考慮するなど、情報提供の手段や内容などを充実していく必要があります。

《一人ひとりが地域で取り組んでいくこと》

- 広報などを通じて、地域包括支援センターや保健福祉センター「陽だまり」や民生委員・児童委員の活動内容など、市の福祉情報を積極的に把握しましょう。
- 自らが入手した福祉に関する情報を、近隣で情報を必要とされている人にお知らせしましょう。

《行政が取り組むこと》

- 地域包括支援センターや民生委員・児童委員、介護サービス事業所、介護支援専門員等の地域福祉にかかわる方々の役割を周知します。
- 介護・医療・健康・福祉などさまざまな面から支援するための拠点となる地域包括支援センターの周知に努めます。
- 保健福祉センター「陽だまり」のさらなる周知に努めます。
- 民生委員・児童委員の活動のさらなる周知に努めます。

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取り組み	事業の内容
情報の収集	市民や活動団体、市などからの地域活動や日常の困りごと、またそれに対する解決策などについて情報収集を行い、その情報は可能な限り共有し、有効活用を進めます。
情報発信	社会福祉協議会の啓発と地域福祉事業、ボランティア事業の推進を図るため「社協だより」での広報で、また「ホームページ」では必要な情報を随時、更新し、社会福祉活動の情報を提供します。

（２）相談支援体制の充実（重層的支援体制整備事業の推進）

《現状と課題》

- 近年では、「地域共生社会」という考え方が打ち出されており、地域のだれもが住み慣れた地域でつながりを保ちながら、豊かな地域社会をつくっていくことが求められています。改正社会福祉法では、地域の人々の抱える課題が複雑化・多様化する中で、制度や分野の縦割りを超えた「地域共生社会」の実現に向け、「断らない相談支援」の創設などが盛り込まれました。
- 平成 27 年度（2015 年度）から生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談等の事業を実施していますが、社会構造の著しい変化などに伴い、生活困窮者の状況や抱える生活課題は複雑化・多様化し、これまでの制度の狭間におかれている方への支援の充実、さらには、家計に問題を抱える生活困窮者の相談も増加していることから、これまで以上の支援の充実が求められています。
- 相談することは、問題解決の第一歩であり、一人ひとりが積極的に相談することと、気軽に相談できる体制をつくることが大切です。実際にどこの窓口へ行けばいいのかわからないために相談できずにいる人も少なくないことから、各相談窓口の連携を図り、より住民一人ひとりに浸透するよう、周知を図ることが必要です。
- また、近年、複雑化、高度化してきた相談内容にも柔軟に対応するため、各相談窓口の連携を図るとともに、専門的な相談に対応できる人材を育てることも必要です。
- また、市民やその世帯が抱える課題に対し、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する、「重層的支援体制」が求められています。本市では、地域生活課題について、包括的に対応する支援体制を構築し、取り組みます。

《一人ひとりが地域で取り組んでいくこと》

- 隣近所の人困っているときに、相談にのることができる関係づくりを進めましょう。
- 各種相談窓口に関する情報を把握しましょう。
- 民生委員・児童委員は、気軽に相談してもらえよう日頃からの声かけに務めましょう。

《行政が取り組むこと》

- 広報やホームページなどを通じてさまざまな相談窓口の周知を図ります。
- 市民が利用しやすい相談体制の充実に努めるとともに、各種相談事業を実施します。
- 桜井市くらしとしごと支援センターの周知を図るとともに、地域からの情報や本人の申し出に対し、適切な支援を行い、自立を促します。
- さまざまな悩み事に対して、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携をして行う桜井市地域福祉相談を継続します。
- 受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者（機関）では解決が難しい事例や、課題が複雑化・複合化しており各種関係機関での役割分担等が必要な事例の場合には、多機関の協働により適切な各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。
- 相談につながらない、つながりにくい相談者を積極的に発見するため、地域の活動や専門家の活用によるアウトリーチにも取り組み、また、住民に身近な拠点を順次整備し、より相談しやすい環境整備を進めます。
- 複雑化・複合化した課題を抱える方の支援方法について協議を行うため、福祉・保健医療・教育など、さまざまな分野の担当者が集まる会議体を設け、令和6年度（2024年度）からの「桜井市重層的支援体制整備事業」の本格実施に向けて取り組みます。

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取り組み	事業の内容
くらしや自立に向けた相談窓口	「桜井市くらしとしごと支援センター」では日常生活の中でさまざまな課題を抱える方の困りごとを受けとめ、就労支援に限らず、税の分納手続きや法的な問題（多重債務等）、住居確保給付金の申請等も含め、個別にアセスメントを行い、継続的な支援に取り組みます。
関係機関との連携強化	これまでの社会福祉事業や制度だけでは支援することが難しい「制度の狭間にある福祉課題や生活課題」、「複雑化・高度化する課題」などの解決に対応するため、市や関係機関との連携強化に努めます。
心配ごと相談所の運営	民生委員・児童委員を主体とする相談員が、日常生活上のあらゆる問題に対して面談及び専用電話で支援し、適切な助言を行います。より専門的な分野にわたる問題は、地域の専門機関に繋げます。
生活福祉資金貸付	低所得・高齢者・障害のある方の世帯への資金の貸付けと必要な援助を行い、経済的自立・生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、自立に向けたお手伝いをします。

（３）福祉サービスの充実

《現状と課題》

- 介護保険制度や障害者総合支援法に基づく支援制度などのサービスをはじめ、市で提供している各種福祉サービスがありますが、これらのサービスでは対応できない潜在化した生活課題があります。
- これからの少子高齢社会は、公的サービスだけでなく多様なニーズへの対応やきめ細かいサービスが求められると考えられます。これらのニーズをいかに把握するかが大切であり、その方法、手段について検討する必要があります。
- 住民一人ひとりの要望や生活実態をより正確に把握するためには、隣近所の声かけや見守り活動などの地域の協力も必要になります。また、一人ひとりの状況に合わせたサービスを提供するためには、行政ではできないサービスを地域ごとに展開していくことも必要です。

《一人ひとりが地域で取り組んでいくこと》

- 日頃から、子育てや介護を援助してもらえる親族や知人との協力関係を築きましょう。
- 市や社会福祉協議会の存在や活動を理解し、積極的に参画しましょう。
- 福祉に関する制度やサービスへの正しい理解を、積極的に深めましょう。
- 身近に支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政などにつなげ、適切なサービス利用につなげましょう。

《行政が取り組むこと》

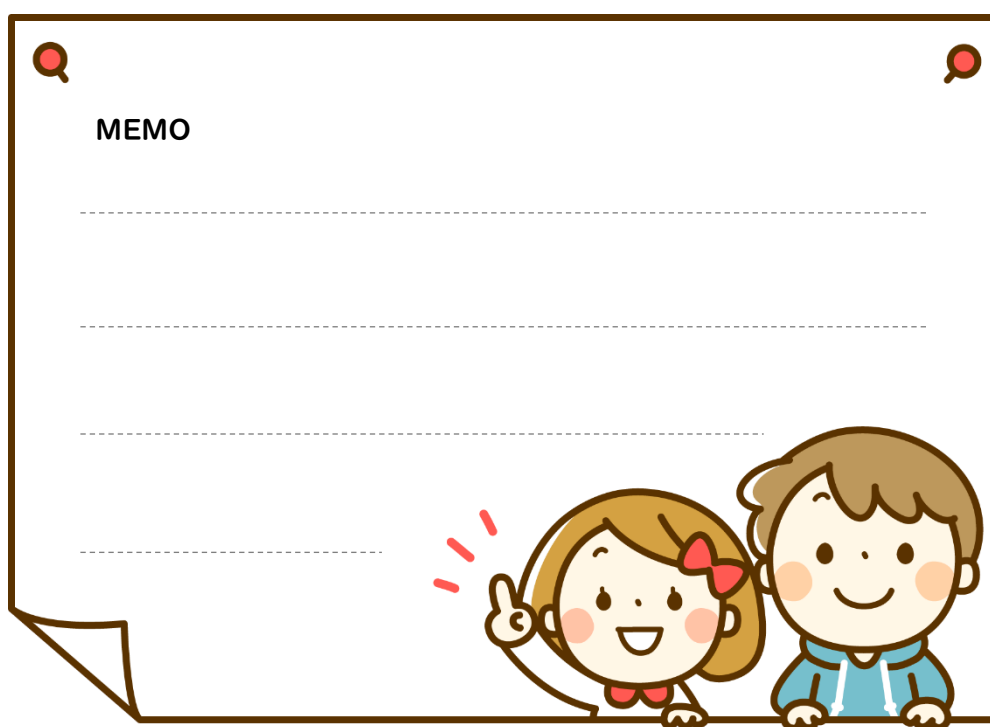
- 各種福祉計画に関する施策を着実に実施します。
- ひとり暮らし高齢者の見守り支援を進めます。
- 安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを行います。
- 国や県の動向を見守りながら生活困窮者への支援を進めます。
- 発達の気付きが子どもたちの教室の運営を行います。
- ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。
- 保護者に対する教育を進めることで、家庭の力、地域の力を育てます。
- 地域特性に応じたきめ細やかな支援を行います。

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取り組み	事業の内容
介護保険サービス	介護保険法による居宅介護支援事業、訪問介護事業、桜井市総合事業による訪問型サービスを行い、介護や支援が必要な高齢者の生活を支えます。
居宅介護支援	「指定居宅介護支援事業所「れいんぼー」」において、要介護認定申請の代行、居宅サービス計画書の作成、サービス事業者との調整などの支援を行います。
訪問介護	「ヘルパーステーション「れいんぼー」」において、訪問介護事業、市総合事業による訪問型サービスとして、身体介護や生活援助などサービス提供を行い、自立した日常生活を支援します。
障害福祉サービス	障害者総合支援法による居宅介護、重度訪問介護、同行援護、生活介護、計画相談を行い、障害のある方の自立した生活を支援します。
障害者介護	「ヘルパーステーション「れいんぼー」」において、障害のある方が家庭で生活を送ることができるよう、必要な身体介護や家事援助、通院介助などのサービスを提供し日常生活の支援を行います。 また、同行援護、移動支援として、視覚障害のある方や屋外での移動に困難がある方の地域での自立生活や社会参加を目的に、外出の支援を行います。
生活介護及び日中一時支援	「障害福祉サービスセンターあゆみ」において、通所による機能訓練、創作的活動や入浴サービスなどの各種サービスを提供することにより、障害のある方の自立促進、生活の改善、身体機能の維持向上を支援します。
相談支援	「相談支援事業所ころ」において、市内に居住する障害のある方などが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉に関する各般の問題を専門員が必要に応じ、福祉サービスの利用に対する支援を行います。



取り組み	事業の内容
児童発達支援	「児童発達支援事業所クローバー学園」において、発育・発達が気になる未就学児に対して、小集団または1対1による指導や、さまざまな活動を通して精神や情緒の発達を促し、社会生活の適応を高め、豊かに伸びゆく可能性を引き出せるよう支援します。
地域活動支援センターの運営	「地域活動支援センターころ」において、地域で暮らす精神障害のある方を対象に、日中活動の居場所を提供し、各種プログラムの実施、日常生活に関する相談を通じて、生活の質を向上させるとともに、地域で支え合って自立した生活が可能となるように支援します。
物品の貸出し	地域ボランティア活動を支援するため、レクリエーション用の用具や機材などの貸出しを行います。また、歩行が困難な高齢者や障害のある方などが、通院、外出、旅行等を目的とする短期での車椅子の貸出しを行います。
市総合福祉センター（竜吟荘）の充実	市総合福祉センターは、市内外の利用促進を図るとともに、文化教養活動やコミュニケーションづくりの場として、「健康づくり」や「生きがいづくり」に対する支援を引き続き行います。



（４）権利擁護の推進（桜井市成年後見制度利用促進計画）

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 年（2016 年）5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、これまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。

また、県や市町村に対して、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されたことから、本市においても、生活に密接する重要な成年後見制度についての施策を進めるため、積極的に取り組みます。

《現状と課題》

- 成年後見制度とは、認知症の人や障害のある方など、自分で判断することが難しい人のために、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。
- 高齢化により認知症高齢者等が増加傾向にあり、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。
- これからの地域には成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の充実を図っていくために、地域住民と市内の既存の関係機関、医療、福祉、司法等の分野を超えた多職種が有機的に連携する「地域連携ネットワーク」の整備が重要です。

《一人ひとりが地域で取り組んでいくこと》

- 各種相談窓口や地域の民生委員・児童委員を知り、困った時には相談しましょう。
- 権利擁護や福祉サービスに関する知識を学びましょう。
- 福祉制度や権利擁護について理解を深め、制度の利用が必要になった場合は、身近な相談窓口に相談しましょう。
- 虐待を見たり聞いたりした場合は、積極的に市や相談機関に連絡しましょう。
- 支援団体や社会福祉施設は、個々の専門性や特徴を活かして、高齢者・障害のある方・生活困窮者等を支援する活動を行いましょう。

《行政が取り組むこと》

■本人を後見人とともに支える仕組みづくり

- 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が連携し、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、対応する仕組みを構築していきます。

■地域連携ネットワーク・中核機関の体制構築

- 「成年後見制度」は、認知症の方や障害のある方など、自分で判断することが難しい人の権利と利益を守る上で重要な制度であることから、さらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とその中核となる機関の設置を推進していきます。

■誰もが成年後見制度を利用しやすくする基盤整備

- 判断能力が十分でない方が成年後見人等が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行う「市長申立て」や、成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行う「報酬助成」などの利用支援を行います。

■その他権利擁護に関する取り組み

- 広報やホームページなどを通じて相談窓口の周知を図ります。
- 市民が利用しやすい相談体制の充実に努めます。
- DVや虐待の被害にあった親子の支援のため、関係機関との連携を強化し、自立に向けた生活のサポートを行います。
- 地域の関係する各機関が連携して虐待から子どもたちを守る「桜井市要保護児童対策地域協議会」（児童虐待防止ネットワーク）の取り組みを継続します。
- 虐待の早期発見、早期対応、未然防止を進め、個々に応じた支援を行います。
- 要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、関係機関が連携して支援を図ります。

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取り組み	事業の内容
日常生活自立支援事業	認知症など判断能力の低下された方に対し、日常的な金銭管理などを行うことにより、自立した生活が可能となるよう支援し、福祉権利の擁護に努めます。

（５）非行や犯罪をした人の立ち直りに向けた支援（桜井市再犯防止推進計画）

《現状と課題》

- 犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。
- 平成 28 年（2016 年）に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」では、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、依存、厳しい生育環境等、さまざまな生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が多いとされていることから、生きづらさを抱える犯罪をした人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を連携・協力して実施する必要があるとされています。
- また、市町村は国の計画を勘案して地方計画を定めるよう努めるものとされました。罪を犯した人の社会復帰を、関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図ります。

《一人ひとりが地域で取り組んでいくこと》

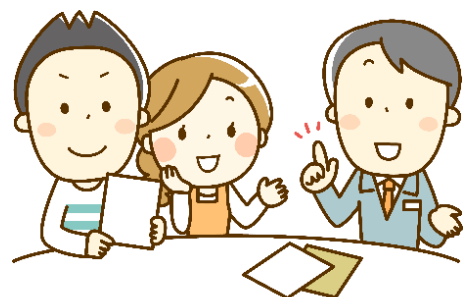
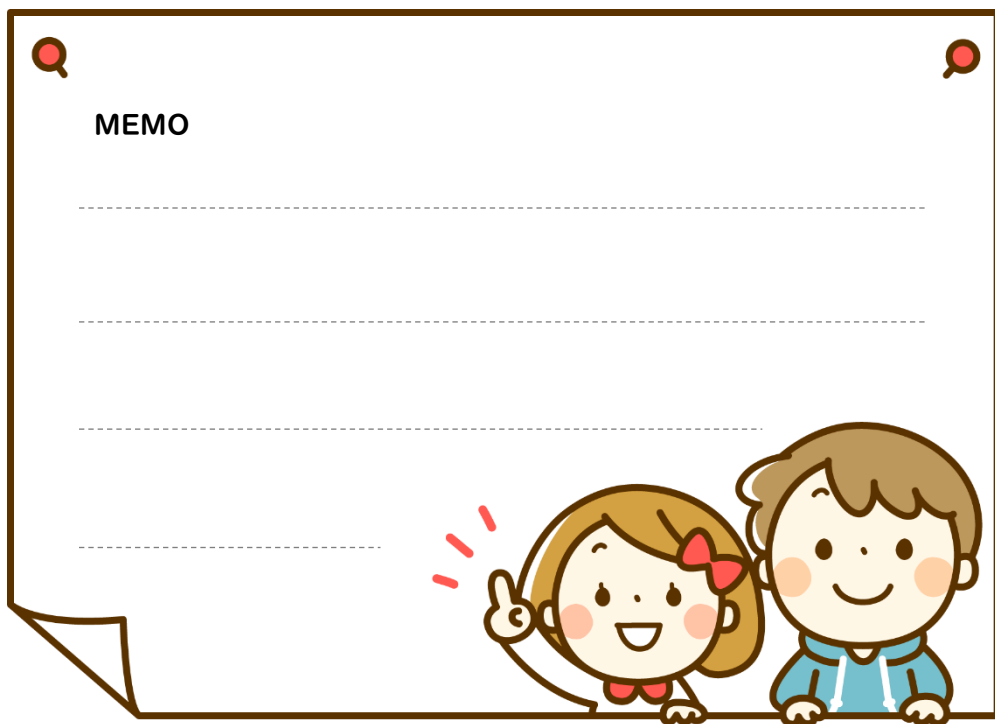
- さまざまな活動や行事を通して、住民の変化や異変に気づき、適切な支援への橋渡しをしましょう。
- 生活上の小さな困りごとを助ける活動を展開しましょう。

《行政が取り組むこと》

- 犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めることができるよう、保護司会や更生保護女性会などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」において啓発のための行事や周知活動等を実施します。
- ハローワーク、保護観察所、協力雇用主など関係機関と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。
- 協力雇用主支援として、保護観察対象者等の雇用実績等を社会貢献活動や地域貢献活動と評価し、総合評価落札方式等において、加点項目として採用する等の検討を行います。
- 地域での見守り活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、つながりのある地域づくりを支援します。

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取り組み	事業の内容
各種相談窓口	「桜井市くらしとしごと支援センター」、「相談支援事業所こころ」「心配ごと相談所」を中心として、生活や福祉などのくらしに困った方の相談に対する支援策の情報提供、また市、ハローワーク、福祉サービス事業所などの関係機関等につなぎ、相談者の生活基盤の確保に向けた支援を行います。



基本目標3 安心・安全に 過ごすことができる 地域づくり

■重点項目■

安心・安全の支え合いが発揮できるまちづくり

■目指すまちの姿■

- 非常時や緊急時に、地域で助け合う体制が整っています。
- 地域ぐるみで、子どもや高齢者等を犯罪や事故から守る見守り活動が展開されています。

災害等の発生時には、マニュアルどおりに行動できない可能性はあるものの、いざというときに役立つ知識を身につけておき、地域の力で救助や避難ができる体制を確立しておく必要があります。

また、普段からのつながりを強化することにより、平常時からいざという時の緊急時まで、どんな時でも安心・安全の支え合いが発揮できるまちづくりを目指します。



(1) 快適な生活環境の創造

《現状と課題》

- 身近な道路において、子どもや子育て中の人、高齢者や障害のある方にとって、安全な外出・移動が妨げられている場面がみられます。また、視覚障害者用誘導ブロック（点字ブロック）があるのに、自転車が邪魔をしていて通れなかったり、障害者用駐車場に一般の車が駐車していて使えなかったりするために外出しにくいなどの問題も聞かれます。このような状況では、せっかく整備しても利用することができません。
- 一般的なマナーやルールをきちんと守ることや、自分以外の人のことを考えるちょっとした配慮や思いやりを持って、みんなで「心のユニバーサルデザイン（自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り）」を実践し、誰もが気持ちよく安心して生活できる環境をつくる必要があります。
- 安心して外出、移動できるような環境を整備していくとともに、不特定多数の住民が利用する公共施設や民間施設においても、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れ、誰もが住みやすいまちづくりを進めていく必要があります。

《一人ひとりが地域で取り組んでいくこと》

- 点字ブロックの上などに、自転車や自動車を駐輪しないよう心がけましょう。
- 一人一人が、積極的に公共交通機関を利用しましょう。
- 日頃から乗り合わせての買い物、高齢者に対する助け合いなど支援体制を整備しましょう。

《行政が取り組むこと》

- 桜井市バリアフリー基本構想に基づいた取り組みを進めます。
- 雇用の創造など若者が住みやすいまちづくりを進めます。
- ニーズに応じた多様な手段による移動の確保を図ります。
- 公共交通に関して、市民・企業の参画と協働のもと、利便性の高いサービスを図ります。
- 子どもが安心して生活できるよう、「桜井市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路等の安全整備などに取り組みます。

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取り組み	事業の内容
高齢者・障害のある方・子育て世代の社会参加の促進	歩行が困難な高齢者や障害のある方などの地域での自立生活及び社会参加を目的に、車椅子の貸出を行います。また、子育て世代の経済的負担を軽減及び安全な社会参加を目的に、3人乗り自転車などの貸出を行います。

(2) 防災・防犯対策の推進

《現状と課題》

- 災害等の発生時には、マニュアルどおりに行動できない可能性はあるものの、いざというときに役立つ知識を身につけておき、地域の力で救助や避難ができる体制を確立しておく必要があります。そのためには、防災訓練や災害に備えた体制づくりが必要です。
- 市民アンケート調査では、災害時には避難情報や災害情報が的確に伝わる連絡体制の整備を望む人が最も多く、必要な人に必要な情報が届くよう、的確な情報伝達を行っていく必要があります。そのためには、障害の有無やその特性に応じた配慮についても工夫が必要です。
- また、近年では、子どもたちを狙った犯罪や振り込め詐欺、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦を狙った悪質商法も増加しています。一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないように心がけるとともに、地域ぐるみで防犯活動を展開することが必要になります。

《一人ひとりが地域で取り組んでいくこと》

- 家具の転倒を防止するなど平常時からの対策や防災グッズの準備等災害時に避難できる準備を行いましょう。
- 災害マップなどを通じ、災害時等に危険になる箇所等を事前に把握しましょう。
- 住まいの近くの指定緊急避難場所を把握しましょう。
- 携帯電話やパソコンに、地震情報、気象警報、避難情報などの防災情報のほか、市からの緊急のお知らせなどをメールで配信する「桜井市安心安全システム」の登録を進めましょう。
- 官民一体となった災害対応能力の強化を推進する防災協力事業所の趣旨を理解しましょう。
- 日頃から防災に関する知識を習得し、非常持ち出し袋を準備するなど、非常時に備えましょう。
- 地域での防災訓練等に積極的に参加しましょう。
- 日常的な見守り活動や防犯灯の設置、高齢者等に犯罪に対する注意喚起や被害情報の提供を行うなどにより、犯罪が起これにくい環境づくりに努めましょう。

《行政が取り組むこと》

- 地域における防災体制を強化するため、必要な資機材の購入や防災備品の充実を図るとともに、防災訓練の実施を通じて、自主防災組織の活動を支援します。
- 防災訓練など、日を決めて参加できるイベントの開催を検討します。
- 「地震防災マップ」「洪水土砂災害ハザードマップ」の周知を図ります。
- 市内に活動拠点を置く団体と連携して、防災協力事業所の募集を進めます。
- 福祉避難所の開設（指定）・設備・運営等を行います。
- 学校や地域において、警察や関係団体等と連携した交通安全教室を開催するなど、子どもや高齢者をはじめとする地域住民の交通ルールとマナーの習得を図ります。
- 高齢者等が消費者被害などにあわないよう、関係機関等と連携して、消費者被害防止の啓発活動を推進します。
- 消費生活相談員が地域に出向いて、悪質商法の撃退方法や、よくある消費者トラブルなどについて説明する出前講座を継続して行います。
- 子どもが安心して生活できるように、防犯体制の強化に取り組めます。

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取り組み	事業の内容
災害ボランティアセンターの充実	大規模災害時には市災害対策本部と連携し、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営を行います。そのため、災害に備えた体制づくりが必要なことから、災害ボランティアセンター本部のボランティア育成をはじめ、市外ボランティアの受け入れ訓練など、行政・県社会福祉協議会・市社会福祉協議会・ボランティア等の連携による被災者支援が行えるよう取り組んでいきます。



第5章 計画の推進に向けて

1 庁内の推進体制

本計画の地域福祉及び福祉のまちづくりに向けた各種取り組みは、保健、福祉、教育のみならず、医療、住宅、生活環境、労働、人権など、さまざまな分野に関係しており、課題も複合化しています。課題を解決し、取り組みを推進していくためには、市全体としての総合的な取り組みが必要であることから、庁内関係部署との横断的な連携の強化を図ります。

2 推進状況の定期的な点検

計画を着実に推進するために、全庁的な連携を取りながら、市総合計画の進捗評価で実施している行政内での事務事業評価並びに施策評価、外部有識者による外部評価等を活用することにより、取り組みの推進状況を定期的に点検するとともに、他計画との調整を図りつつ、効率的な施策の実施に向けた検討を行います。

また、地域福祉活動計画の事業・施策については、毎年度行う各部署との事業ヒアリング時に事業の進捗・実施状況の把握を行うとともに必要な事項の協議を行い、より効果的な取り組みを推進していきます。

3 市民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進

本計画の推進には、行政のみならず、住民はもとより保健、福祉、教育、医療、企業等、さまざまな主体が連携し、互いが積極的に地域活動に参画していくことが大切です。桜井市に暮らすあらゆる人々が福祉への関心を高め、身近な地域で助け合い、支え合う意識を育むために、各施策や事業について幅広く情報を提供し、地域と行政との信頼関係を築くことにより計画を推進します。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。

困っている人がいれば、支援を求め合える・支え合える地域関係をつくっていくため、地域社会の構成員のひとりとして、声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど自分がすぐにでも取り組めることから始め、各種研修や講座、地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

(2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域の人々が自立して暮らすためのさまざまな支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。民生委員・児童委員には「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが期待されています。

また、虐待や暴力、ホームレス等の問題をはじめ、現在の公的な制度では対応が困難な問題を抱えている人などを早期発見・相談・支援へとつなぐ、より地域に密着した身近な地域福祉の担い手として期待されています。

(3) 地区社会福祉協議会の役割

民生委員・児童委員、自治会、地域福祉委員、ボランティアなどで構成されている自主的な組織とし、地域での福祉活動の情報交換や調整の場として、今後の取り組みの推進役としての機能が期待されています。

(4) 自治会の役割

地域福祉を推進していく上で、地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動などについては、自治会の役割がより一層重要となっています。地域福祉委員や民生委員・児童委員等とも連携を深めながら、より安全で住みよい、魅力あふれる地域づくりに取り組むことが期待されています。

(5) 老人クラブの役割

老人クラブは、高齢者の健康づくりや生きがいでだけでなく、高齢者の地域における見守りやサロンなど、地域で助け合い・支え合いの活動を担うとともに、高齢者が培ってきた知識や経験を活かした社会活動を通し、地域づくりを進めていく中で重要な役割を担っています。

さまざまな活動を進める中において、地域の関係機関・団体等と協働しながら、社会参加による日常生活の困りごとの把握や見守り支援や新たな地域生活課題への対応など、地域活動の担い手としての機能も期待されています。

(6) ボランティア・NPOの役割

ボランティア、NPOは、市民に最も身近な団体であり、市民が活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを提供する団体として期待されます。

また、地域でさまざまな福祉活動を行っている団体と連携を図り、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、地域の福祉ニーズへの対応を図る活動団体としての役割が期待されています。

（７）福祉施設・福祉関係事業者の役割

福祉関係事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等においては、施設や施設利用者と地域との距離がより縮まるよう、積極的な発信を行うとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

また、今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域の一員として地域活動へ参加し、より一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

（８）社会福祉協議会の役割

市民、事業者、市などがそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組む必要があります。

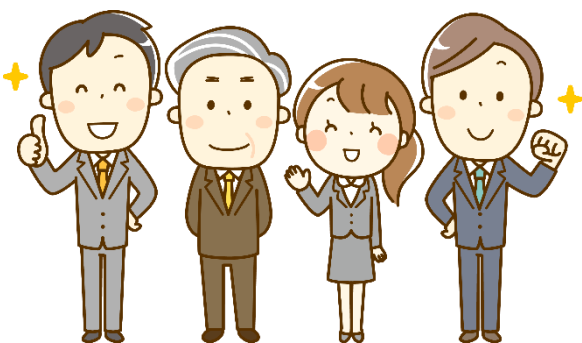
今後、地域の福祉活動の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められます。そのため、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、社会福祉協議会の機能を強化します。

（９）行政の役割

公的な福祉サービスが、必要とするすべての人に行きわたり、適切に利用されるよう、市民やサービス事業者等と協働しながら、福祉ニーズを把握し、それに応じたサービスが提供される体制の整備を行っていく役割があります。

また、市民やボランティア、ＮＰＯ等、社会福祉協議会、事業者等の民間団体の地域福祉活動が活発に行われるよう、普及・啓発や情報提供、支援などの環境整備を行っていく必要があります。

さらに、公的な福祉サービスと住民やボランティア、ＮＰＯ等の自発的な福祉活動を結びつけ、調整するなどの中心的な存在としての役割があります。連携を図りながら、個性豊かな地域づくりの支援を行っていきます。



1 計画策定の経過

年月日	会議等	内容
令和4年(2022年) 7月14日	第1回 桜井市地域福祉計画 及び桜井市地域福祉 活動計画策定委員会	○委員委嘱、委員長・副委員長の選出 ○桜井市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定趣旨について ○桜井市地域福祉計画策定のスケジュールについて ○地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査について
9月1日～ 9月15日	市民アンケート調査 の実施	市民の地域福祉に関する考えや意見を把握し、施策や計画の基礎資料とすることを目的として調査を実施 (調査の実施・結果概要については、第2章「6. アンケート調査結果からみる現状」を参照)
10月20日	第2回 桜井市地域福祉計画 及び桜井市地域福祉 活動計画策定委員会	○地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査結果について ○桜井市地域福祉計画及び地域福祉活動計画(素案)について
11月10日	第3回 桜井市地域福祉計画 及び桜井市地域福祉 活動計画策定委員会	○桜井市地域福祉計画及び地域福祉活動計画(素案)について ○パブリックコメントの実施について
12月14日～ 令和5年(2023年) 1月13日	パブリックコメント の募集	計画素案に対する市民意見を拝聴することを目的として、各施設(市役所、保健福祉センター、公民館、図書館等)への配架、ホームページへの掲載を実施。 (3者、6件の意見が提出)

2 桜井市地域福祉計画策定委員会要綱

平成28年12月26日告示第363号

改正 令和3年3月31日告示第76号

(趣旨)

第1条 要綱は、本市の地域福祉の在り方について、その基本理念を定め、地域福祉施策を計画的に推進することを目的に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく桜井市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するために設置する桜井市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）について、桜井市附属機関設置条例（平成25年6月桜井市条例第8号）第2条の規定に基づき、その組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他地域福祉計画の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、20名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健、医療又は福祉関係団体の代表者
- (4) 地域福祉に関心を有する公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会設置から計画策定の完了までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会の互選により定める。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第76号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 桜井市地域福祉計画（地域福祉活動計画）策定委員会委員名簿

（順不同、敬称略）

所属等	氏名	備考
天理大学 人間学部 人間関係学科 社会福祉専攻 教授 （学識経験者）	渡 辺 一 城	委員長
桜井市自治連合会 副会長	大 磯 亀 雄	
桜井市民生児童委員連絡協議会 副会長	花 井 克 子	副委員長
桜井地区医師会 副会長	木 村 元 洋	
桜井地区医師会 理事	朝 倉 健太郎	
桜井市老人クラブ連合会 副会長	立 田 裕 彦	
桜井市肢体障害者協会 副会長	前 川 武 一	
桜井市ボランティア連絡協議会 会長	北 村 嘉津代	
桜井市商工会 事務局長	吉 川 誓 二	
公立保育所所長会（桜井市立第5保育所 所長）	檜 崎 時 子	
桜井市小中学校校長会 書記	森 田 真 視	
桜井市議会議員 文教厚生委員長	大 園 光 昭	
公募委員（民生委員・児童委員）	福 田 進 一	
桜井市社会福祉協議会 理事 桜井市社会福祉事務所長	村 嶋 和 美	

4 市内の福祉関係の各種相談窓口

(令和5年3月末現在)

相談の種類	相談窓口	所在地	電話番号
弁護士・税理士・司法書士・行政書士による相談	市役所市民協働課 (問い合わせ先)	桜井市栗殿 432-1	0744-42-9111(代)
地域福祉相談 (4中学校区)	(桜井中学校区) 桜井駅南口中西ビル1階	桜井市桜井 192-2	080-4122-0864 (月・木/9:00~16:00)
	(大三輪中学校区) 北ふれあいセンター分館	桜井市豊田 311-2	070-5507-5712 (月・木/9:00~16:00)
	(桜井西中学校区) 西ふれあいセンター分館	桜井市西之宮 221-1	080-4122-0864 (火・金/9:00~16:00)
	(桜井東中学校区) 東ふれあいセンター分館	桜井市初瀬 1626-1	070-5507-5712 (火・金/9:00~16:00)
福祉の心配ごと相談	社会福祉協議会	桜井市栗殿 1000-1 保健福祉センター「陽だまり」 2階	0744-42-2724 0744-42-6804 (毎週木曜)
生活困窮者の自立 相談支援	桜井市くらしとしごと 支援センター	桜井市栗殿 1000-1 保健福祉センター「陽だまり」 2階	0744-49-3020 (月~金/9:00~17:00)
知的・精神・身体 障害に関する相談	社会福祉協議会 相談支援事業所「こころ」	桜井市栗殿 1000-1 保健福祉センター「陽だまり」 2階	0744-46-5144
青少年の非行防 止・健全育成	市青少年センター	桜井市栗殿 202 中央公民館1階	0744-42-0852
自殺防止に関する 相談	ならこころのホットライン	桜井市栗殿 1000 県精神保健福祉センター	0744-46-5563
医療に関する相談	済生会中和病院 医療相談室	桜井市阿部 323	0744-43-5001 (代)
	岡田会山の辺病院 医療相談室	桜井市草川 60	0744-45-1224
消費生活相談	市消費生活センター	桜井市栗殿 432-1	0744-42-9111(代)
育児・発達相談	子育て何でもダイヤル	桜井市栗殿 1000-1 保健福祉センター「陽だまり」 1階	0744-47-4626 (月~金/8:30~17:15)
	陽だまり育児・発達相談 (けんこう増進課)	桜井市栗殿 1000-1 保健福祉センター「陽だまり」 1階	0744-47-4626
育児・養育・家族 関係に関する相談	家庭児童相談室 (こども未来課)	桜井市栗殿 1000-1 保健福祉センター「陽だまり」 1階	0744-47-4406 (月~金/8:30~17:15)

相談の種類	相談窓口	所在地	電話番号
雇用・就労に関する相談	ハローワーク桜井	桜井市外山 285-4-5	0744-45-0112（代）
高齢者の介護・医療・健康に関する相談 （4 中学校区）	（桜井中学校区） 地域包括支援センター 「のぞみ」	桜井市阿部 1070 社会福祉法人大和桜井園内	0744-42-5590
	（桜井東中学校区） 地域包括支援センター 「きずな」	桜井市出雲 1642 特別養護老人ホーム秀華苑内	0744-44-3655
	（大三輪中学校区） 地域包括支援センター 「ひかり」	桜井市大豆越 104 番地の 1	0744-45-3651
	（桜井西中学校区） 地域包括支援センター 「きぼう」	桜井市阿部 323 （済生会中和病院隣 シルバーケアまほろば内）	0744-46-1023

第2期桜井市地域福祉計画・第2期桜井市地域福祉活動計画
(令和5年3月)

編集・発行

桜井市役所 福祉保健部 社会福祉課

〒633-8585

奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の1

TEL : 0744-42-9111(代)

FAX : 0744-44-2172

社会福祉法人桜井市社会福祉協議会

〒633-0062

奈良県桜井市大字粟殿 1000-1

TEL : 0744-42-2724(代)

FAX : 0744-46-5052



桜井市

社会福祉法人 桜井市社会福祉協議会